

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認大阪地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	46 件
国民年金関係	7 件
厚生年金関係	39 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	61 件
国民年金関係	26 件
厚生年金関係	35 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和44年4月から同年9月までの期間、45年1月から同年5月までの期間、54年5月及び56年9月の国民年金保険料については納付していたものと認められ、44年10月から同年12月までの国民年金保険料については重複して納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 ① 昭和44年4月から同年9月まで
 ② 昭和44年10月から同年12月まで
 ③ 昭和45年1月から50年3月まで
 ④ 昭和54年5月
 ⑤ 昭和56年9月

申立期間①から③については、昭和41年8月ごろ、夫婦共にA市役所で国民年金に加入し、保険料は私がA市役所で印紙を購入し、夫婦二人分を納付していた。

昭和42年にB市へ転居後は、市役所内の銀行又はC銀行で、当初は印紙を購入し、44年からは納付書で3か月ごとに納付しており、45年6月からは夫婦二人分を私が納付していたのに、夫婦共に未納とされていることに納得がいかない。

申立期間②については、当時会社勤めをしていたが、会社が厚生年金保険に加入してくれていることを知らなかったので、国民年金保険料を納めていた。申立期間を納付済みとし、厚生年金保険と重複している期間の国民年金保険料を還付してほしい。

申立期間④及び⑤については、昭和54年ごろ、夫婦共に保険料免除の申請をしたが結果の通知は無く、それまでと同様に保険料が銀行口座から引き落とされていたので、免除にならなかつたとあきらめていた。記録では夫は納付済みとなっているのに私だけが免除期間とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人の国民年金保険料の納付状況をみると、国民年金に加入後の昭和41年8月から申立期間直前の44年3月までの保険料は納付済みである。

また、申立人の保険料納付時の状況に関する陳述は具体的であり、申立人が納付したとする方法により、当時保険料の納付が可能であったことが確認できる上、申立人が納付したとする金額は当時の保険料額と符合する。

申立期間②について、申立期間①と連続する期間であり、社会保険庁の記録から厚生年金保険の加入期間であることが確認できるが、当該記録は平成15年7月16日に追加されたものであり、申立期間当時は国民年金の被保険者として市及び社会保険庁は管理していたことから、国民年金保険料を納付することが可能であった。

また、当事業所における自身の就労形態などから厚生年金保険の被保険者では無いと認識し、国民年金保険料を納付していたとする申立人の陳述に不自然さはない上、申立人が納付したとする金額は当時の保険料額と符合する。

申立期間④及び⑤について、特殊台帳によると昭和54年度及び56年度は、申立人とその夫のいずれも当初申請免除期間とされていることが確認できる。その後、夫については両年度とも保険料を追納しており、申立人にあっても申立期間の各1か月を除き保険料を追納していることが確認でき、申立期間のみ保険料を追納しないのは不自然であると考えられる。

また、昭和54年5月の納付記録について、当初申立人の特殊台帳には何ら記載が無かったが、62年2月に申請免除として納付記録が追加されており、当時の記録管理に不備があったことがうかがえる。

申立期間③について、申立期間②と連続する期間であり、夫婦の国民年金保険料納付記録をみると、申立人の夫が国民年金に再加入した昭和45年6月以降は夫婦共に未納であり、夫婦一緒に夫婦二人分の保険料を納付していたとする陳述と符合しない。

また、夫の特殊台帳によると、昭和49年1月から50年3月までの未納に対し51年に催告がなされていることが確認でき、当該期間の保険料は現年度納付されていなかった可能性が高いものと考えられる。

さらに、申立人は、夫が勤務していた会社が昭和45年5月に倒産し、その後、自身の出産や転居をしたとしており、同年6月以降は夫婦に生活上の大きな変化がうかがえる。

加えて、昭和45年6月から50年3月までの期間に係る申立人の保険料が、納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は申立期間のうち、昭和44年4月から同年9月までの期間、45年1月から同年5月までの期間、54年5月及び56年9月の国民年金保険料を納付していたものと認められ、44年10月から同年12月までの国民年金保険料は重複して納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和41年4月から42年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から40年3月まで
② 昭和41年4月から42年3月まで

平成13年に将来の年金受給額を調べてもらったとき、「未納があります。」と言われた。

昭和36年4月ごろ、A市B区の自宅に集金人が来て、国民年金の加入を勧められ、将来のこと考え、夫の分と妹の分と一緒に国民年金に加入することにした。

申立期間①の保険料は100円であったと記憶しており、夫の分と妹の分と一緒に集金人に納付していた。

申立期間②の保険料額は覚えていないが、主人の分と一緒に集金人に納付していた。

申立期間については、3か月単位で集金人が自宅に来て、保険料を納めていたと思う。

昭和36年4月から、保険料を納付していたのに、未納期間があり納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和36年4月ごろ、その夫及び妹の分を含め自身が国民年金の加入手続きを行い、その後申立人自身が、申立期間①についてはその夫及び妹と三人分の保険料を、また、申立期間②については申立人の夫と夫婦二人分の保険料を、それぞれ集金人に納付してきたのに未納とされているとして申し立てている。

まず、申立期間②について、申立人の所持する年金手帳をみると、昭和41年度の印紙検認記録欄は検認の押印が無く切り取られている上、42年度以降

は現年度納付していることが確認できることから、申立人の現年度納付の始期は手帳の検認印から昭和42年6月2日であり、また、このころに昭和40年度分の保険料を過年度納付したものと考えられる。この場合、40年度の保険料に併せて41年度の保険料も過年度納付することが可能であったこと、及び42年度の保険料を納付し、より保険料の安価な41年度を納付しないのは不自然である。

次に、申立期間①について、申立人、その夫及び妹の国民年金への加入時期をみると、申立人の夫及び妹の手帳記号番号は、昭和36年6月23日に払い出されていることが確認できる。一方、申立人の国民年金への加入時期は、41年6月1日であることが、申立人の所持する年金手帳の交付日などから確認できる。この場合、申立期間のうち、36年4月から39年3月までの期間の保険料は、既に時効の到来により制度上納付することができない上、36年4月ごろに自身を含め三人の加入手続を行い、同年4月からその妹が結婚し別居することとなった39年3月まで期間については、三人分の保険料を集金人に納付してきたとする申立人の陳述とは符合しない。

また、国民年金に加入した場所やそのときに年金手帳が交付されたのか否かも含め、加入手続に係る申立人の記憶は曖昧である上、申立人の妹は自身の保険料が納付済みとなっている昭和36年4月から39年3月までの期間の保険料については自身で納付していたと陳述している。

さらに、別の手帳記号番号による納付の可能性について、縦覧検索及び旧姓を含む氏名検索を行ったが、申立人に対して別の手帳記号番号の存在をうかがわせる事情は見当たらなかった。

加えて、申立人は、3か月に1度自宅を訪れる集金人に申立人を含む三人分の保険料を納付していたと陳述しているところ、申立期間において納付状況が確認できる妹についてみると、昭和36年度から38年度までの期間において3か月ごとに納付しているのは3回(9か月)であり、申立人の陳述とは符合しない上、申立人が申立期間の保険料を集金人に現年度納付していたことをうかがわせる事情は見当たらなかった。

このほか、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情等も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は申立期間のうち昭和41年4月から42年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年10月から47年4月までの国民年金付加保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年10月から47年4月

私は、申立期間当時A市の住宅に住んでおり、近所に住んでいた市職員を通じて、所得比例（付加保険）の制度を教えてもらい、加入を勧められたので、A市役所に自分で行き、所得比例（付加保険）の申込手続をして保険料を支払った。以後ずっと所得比例保険料（付加保険料）を納付していたのに、上記期間の所得比例保険料（付加保険料）の記録が無いのは納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の所持する国民年金手帳を見ると、資格記録欄には「所得比例保険料を納付する者となる申出」昭和46年10月25日と日付の記入が見られ、申立期間にかかる昭和46年度の印紙検認記録欄には、昭和46年5月から47年4月までの1年分の定額保険料を46年5月11日に前納したことを示す「前納」のスタンプ及び同年10月の欄には「所得比例昭和46年10月から」と記載されたスタンプが押されている。

また、特殊台帳の記録をみると、「昭和46年10月25日所得比例保険加入」との記載が確認でき、申立人は所得比例保険料の申込を昭和46年10月に行っているのが分かる。

これらの記載は、申立人がA市役所へ行き、所得比例保険の申込みをしたとする申立人の陳述内容と符合し、申立人が任意で所得比例保険料の納付を申し出ながら、その保険料を納付しなかったと考えるのは不自然である。

さらに、申立人は、昭和47年3月にA市からB市に転出しているが、B市で発行された昭和47年度の印紙売渡代金領収書の検認欄に、申立期間にかかる昭和47年4月の欄に所得比例保険料を含めた金額で「前住所地検認」とス

ランプが押されている。

以上のことから、所得比例保険料（付加保険料）と定額保険料は通常その合計額を納付するが、申立人は所得比例保険の申込前に定額保険料を1年分前納していたため、所得比例保険加入手続時は所得比例保険料のみの納付となったこと、及びA市からB市に転出したことに起因して、何らかの事務的過誤が生じた可能性も否定できない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金付加保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年4月から同年12月までの国民年金保険料については、還付されていないものと認められることから、還付についての記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年4月から同年12月まで

大学を卒業後両親と同居し、昭和40年4月からはA県の事務所に就職した。しかし、この事務所には、厚生年金保険の制度が無かったので、父が国民年金の加入手続をして同年4月から保険料を納付してくれたものと思う。

その後、昭和43年4月にB県の事務所に就職するとともに結婚もした。厚生年金保険に加入するとともに、住所もB県に移した。父は外国系の事務所に就職したので厚生年金保険制度が無いと思ったのか、厚生年金保険に加入期間の同年4月から同年12月までの間、国民年金保険料を納付した。

昭和44年1月からは、保険料を納付していないことについては、A県に帰ることがあったので、父と直接、年金の話はしたことが無いが話の中で父が厚生年金保険に加入したことに気づき、保険料の納付を辞めたのではないかと思う。

国民年金に加入していたのを知ったのは、父が亡くなり、また母が亡くなった後、父の荷物を整理した時か、又は母の荷物を整理した時に古い国民年金手帳を見つけて、加入してくれていたことを知った。

申立期間の二重払いであることに気づいたのは、社会保険事務所から届いた年金特別便を見ると、申立期間は厚生年金保険の加入期間になっているが、古い年金手帳を見ると、昭和43年4月から同年12月までの9か月について、検認印が押され、600円の収入印紙が3枚添付されて納付の記録となり、二重払いになっていることに気づいた。今まで、社会保険事務所から還付の話も無く、今回、私から社会保険事務所に申し出たのが初めてである。国民年金と厚生年金保険を二重に納付したのに、国民年金保険料の還付は受けていない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間については、国民年金保険料と厚生年金保険料を重複納付しており、本来ならば、この期間は国民年金保険料の還付を受けるはずであるが還付を受けた覚えは無く、二重に納付していると申し立てている。

そこで、申立人の所持する昭和40年5月17日発行の国民年金手帳をみると、申立期間について印紙が貼付され検認も受けており、国民年金保険料の納付が確認できる。

また、申立人の資格記録をみると、昭和43年4月に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることから、同年4月から同年12月までの期間は国民年金との重複納付となっていることが確認できる。

この場合、国民年金保険料は還付処理がなされる期間となるが、社会保険庁及びC市に保険料の還付をうかがわせる資料が存在しない。

さらに仮に還付が行われたのであれば、国民年金手帳に還付があったことを示す記録がなされるべきであるが、申立人所持の国民年金手帳をみると還付をうかがわせる記録も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料について還付されていないものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年11月及び同年12月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年11月及び同年12月

昭和49年9月に会社を退職後、すぐに自分でA区役所に出向き、加入手続と同時に同年9月の保険料も納付した。

その後の保険料については、自宅に送られてきた納付書できちんと納付したはずであり、申立期間の2か月だけが未納であるはずがない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和49年9月以降、国民年金被保険者資格を喪失する59年5月までの期間、申立期間の2か月を除き、すべて国民年金保険料を現年度納付しており、納付意識の高さがうかがえる。

また、申立人は、A区で発行された昭和49年10月12日付けの同年9月の国民年金保険料領収書を所持しており、その日付は国民年金手帳の発行日と一致していることから、国民年金加入手続と同時にA区役所で同年9月の国民年金保険料を納付したとする陳述内容と符合している。

さらに、申立期間の前後を通じて、申立人の住所や仕事など生活状況に大きな変化は認められないことを踏まえると、納付の意思をもって国民年金に加入した申立人が、加入後間もない申立期間の2か月の国民年金保険料のみを納付しなかったとするのは不自然である。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年2月及び同年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和23年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和50年2月及び同年3月

昭和50年2月18日に、夫が私の老後のことを真剣に考えてくれて、A区役所で国民年金に任意加入してくれた。同日、窓口で申立期間の国民年金保険料納付書を発行してもらい、同区役所内の銀行窓口で納付した。

その際、夫は納付した領収書を国民年金課の窓口を持参し、職員から「これで国民年金任意加入手続は完了です。」と言われ、国民年金手帳を交付されたとしている。

さらに、受給給付金額を厚くするために、付加年金にも加入していた時期もあり、申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和50年2月18日に、夫が、A区役所で申立人の国民年金任意加入手続を行うとともに、申立期間の国民年金保険料を納付し、その際、国民年金手帳を交付されたと申し立てている。

そこで、国民年金手帳記号番号払出簿を見ると、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和50年2月21日に払い出されており、また、申立人が所持する国民年金手帳には、同年2月18日に国民年金に任意加入した記録が確認でき、申立内容と符合する。

また、社会保険事務所の納付記録をみると、申立人は国民年金保険料を申立期間の2か月を除き完納しており、納付意識の高さがうかがえる。

さらに、B市では、任意加入の場合には、加入手続をしたその日に窓口で第1回目の国民年金保険料納付書を発行し、当該保険料が納付されたことを確認した後、国民年金手帳を発行していたとしており、申立内容と符合する。

加えて、納付の意思をもって申立人の国民年金任意加入手続をした申立人の夫が、加入当初の期間である申立期間の国民年金保険料を納付しなかったとは

考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和49年4月から同年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和49年4月から同年11月まで
② 昭和49年12月から50年12月まで
③ 昭和51年1月から同年3月まで

会社を退職後間もないころ、区役所に行った時、職員から、「将来得になるから。」と勧められ、国民年金に加入し、保険料も納付した。

また、昭和51年1月ごろに自宅を訪問した区役所の職員に、未納を続けると受給の権利を喪失すると指導されたため、夫と共に国民年金に再加入した。

その際、再加入後の最初の保険料として、その職員に夫婦二人分の3か月の保険料6,600円を渡して、国民年金の説明書のような紙をもらった。

再加入以後の保険料は3か月ごとに、私が近くのA銀行B支店で、送付されてきた夫婦二人分の納付書を持参し納付していた。

申立期間①、②及び③の保険料が未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、会社退職後間もないころ、区役所の職員に勧められ、国民年金に加入し、集金人に対して定期的に国民年金保険料を納付したと申し立てしているところ、国民年金手帳記号番号払出簿をみると、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和49年4月17日に払い出されており、この手帳記号番号払出時点において、申立期間①の保険料を集金人に納付することは可能である。

また、申立人の国民年金被保険者資格は、手帳記号番号払出時点において、夫が厚生年金保険被保険者であったことから、本来、任意加入被保険者となるべきところ、国民年金手帳及び区役所保存の被保険者名簿をみると、いずれも昭和48年11月1日を資格取得日として強制加入被保険者とされている。

さらに、申立人は、C市D区からE区への転出手続をした昭和49年12月23日に国民年金被保険者資格を喪失しているが、特殊台帳、被保険者名簿及び国民年金手帳を見ても、この間、強制加入被保険者から任意加入被保険者への種別変更がなされた事跡は確認できず、また、申立期間①の直前の48年11月から49年3月までの国民年金保険料については納付済みとなっている。

これらのことから、納付の意思を持って国民年金に加入した申立人が、加入手続後、集金人に対して現年度保険料である申立期間①の国民年金保険料を納付せず、資格取得日にさかのぼって、過去の保険料のみを納付したとすることは考え難く、申立期間①の保険料は現年度納付したと考えるのが自然である。

次に、申立期間②については、特殊台帳及び国民年金手帳を見ると、申立人は、昭和49年12月23日に国民年金被保険者資格を喪失した後、51年1月1日に同資格を再取得するまでの申立期間②は国民年金未加入期間となっていることから、制度上保険料を納付することはできない。

また、上記のとおり、申立人は昭和49年12月23日にD区からE区への転出手続をしているところ、D区の被保険者名簿をみても、同日付けで資格を喪失とされている事跡が確認できる。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しの有無について、国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査及び氏名の別読み検索などを行ったが、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情等は見当たらなかった。

次に、申立期間③について、国民年金手帳記号番号払出簿をみると、申立人は夫と連番で昭和51年5月14日に、再び別の手帳記号番号の払出しを受けているが、この手帳記号番号払出時点においては、申立期間③の保険料は過年度保険料となるため、集金人に保険料を納付することはできず、申立内容と符合しないほか、49年4月17日に払い出された手帳記号番号で納付したことをうかがわせる事情も見当たらなかった。

また、当該期間の国民年金保険料については、申立人の夫も未納とされており、特殊台帳をみても、夫婦共に昭和53年に未納催告を受けていることが確認できる。

このほか、申立人から、申立期間②及び③の国民年金保険料納付をめぐる事情を酌み取ろうとしたが、新たな周辺事情等を見いだすことはできなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和49年4月から同年11月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額（62万1,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を62万1,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年3月10日

平成16年3月10日に支給された賞与から厚生年金保険料を控除されたが、標準賞与額の記録が無い。

勤務先のA社が、社会保険事務所へ賞与支払届を提出していないことが分かったので、標準賞与額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保有していた賃金台帳兼源泉徴収簿から、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額（62万1,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所に提出しておらず、保険料も納付していないとしていることから、社会保険事務所は、申立人が主張する平成16年3月10日の標準賞与額（62万1,000円）に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額（57万8,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を57万8,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年3月10日

平成16年3月10日に支給された賞与から厚生年金保険料を控除されたが、標準賞与額の記録が無い。

勤務先のA社が、社会保険事務所へ賞与支払届を提出していないことが分かったので、標準賞与額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保有していた賃金台帳兼源泉徴収簿から、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額（57万8,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所に提出しておらず、保険料も納付していないとしていることから、社会保険事務所は、申立人が主張する平成16年3月10日の標準賞与額（57万8,000円）に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額（66万2,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を66万2,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年3月10日

平成16年3月10日に支給された賞与から厚生年金保険料を控除されたが、標準賞与額の記録が無い。

勤務先のA社が、社会保険事務所へ賞与支払届を提出していないことが分かったので、標準賞与額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保有していた賃金台帳兼源泉徴収簿から、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額（66万2,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所に提出しておらず、保険料も納付していないとしていることから、社会保険事務所は、申立人が主張する平成16年3月10日の標準賞与額（66万2,000円）に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額（26万8,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を26万8,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年3月10日

平成16年3月10日に支給された賞与から厚生年金保険料を控除されたが、標準賞与額の記録が無い。

勤務先のA社が、社会保険事務所へ賞与支払届を提出していないことが分かったので、標準賞与額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保有していた賃金台帳兼源泉徴収簿から、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額（26万8,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所に提出しておらず、保険料も納付していないとしていることから、社会保険事務所は、申立人が主張する平成16年3月10日の標準賞与額（26万8,000円）に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

大阪厚生年金 事案 3511

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額（17万8,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を17万8,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和39年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年3月10日

平成16年3月10日に支給された賞与から厚生年金保険料を控除されたが、標準賞与額の記録が無い。

勤務先のA社が、社会保険事務所へ賞与支払届を提出していないことが分かったので、標準賞与額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保有していた賃金台帳兼源泉徴収簿から、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額（17万8,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所に提出しておらず、保険料も納付していないとしていることから、社会保険事務所は、申立人が主張する平成16年3月10日の標準賞与額（17万8,000円）に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

大阪厚生年金 事案 3512

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額（48万2,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を48万2,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年3月10日

平成16年3月10日に支給された賞与から厚生年金保険料を控除されたが、標準賞与額の記録が無い。

勤務先のA社が、社会保険事務所へ賞与支払届を提出していないことが分かったので、標準賞与額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保有していた賃金台帳兼源泉徴収簿から、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額（48万2,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所に提出しておらず、保険料も納付していないとしていることから、社会保険事務所は、申立人が主張する平成16年3月10日の標準賞与額（48万2,000円）に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

大阪厚生年金 事案 3513

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額（37万9,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を37万9,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和36年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年3月10日

平成16年3月10日に支給された賞与から厚生年金保険料を控除されたが、標準賞与額の記録が無い。

勤務先のA社が、社会保険事務所へ賞与支払届を提出していないことが分かったので、標準賞与額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保有していた賃金台帳兼源泉徴収簿から、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額（37万9,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所に提出しておらず、保険料も納付していないとしていることから、社会保険事務所は、申立人が主張する平成16年3月10日の標準賞与額（37万9,000円）に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額（20万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を20万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和33年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年3月10日

平成16年3月10日に支給された賞与から厚生年金保険料を控除されたが、標準賞与額の記録が無い。

勤務先のA社が、社会保険事務所へ賞与支払届を提出していないことが分かったので、標準賞与額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保有していた賃金台帳兼源泉徴収簿から、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額（20万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所に提出しておらず、保険料も納付していないとしていることから、社会保険事務所は、申立人が主張する平成16年3月10日の標準賞与額（20万円）に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額（29万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を29万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和34年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年3月10日

平成16年3月10日に支給された賞与から厚生年金保険料を控除されたが、標準賞与額の記録が無い。

勤務先のA社が、社会保険事務所へ賞与支払届を提出していないことが分かったので、標準賞与額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保有していた賃金台帳兼源泉徴収簿から、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額（29万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所に提出しておらず、保険料も納付していないとしていることから、社会保険事務所は、申立人が主張する平成16年3月10日の標準賞与額（29万円）に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

大阪厚生年金 事案 3516

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額（68万3,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を68万3,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年3月10日

平成16年3月10日に支給された賞与から厚生年金保険料を控除されたが、標準賞与額の記録が無い。

勤務先のA社が、社会保険事務所へ賞与支払届を提出していないことが分かったので、標準賞与額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保有していた賃金台帳兼源泉徴収簿から、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額（68万3,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所に提出しておらず、保険料も納付していないとしていることから、社会保険事務所は、申立人が主張する平成16年3月10日の標準賞与額（68万3,000円）に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

大阪厚生年金 事案 3517

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額（30万9,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を30万9,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年3月10日

平成16年3月10日に支給された賞与から厚生年金保険料を控除されたが、標準賞与額の記録が無い。

勤務先のA社が、社会保険事務所へ賞与支払届を提出していないことが分かったので、標準賞与額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保有していた賃金台帳兼源泉徴収簿から、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額（30万9,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所に提出しておらず、保険料も納付していないとしていることから、社会保険事務所は、申立人が主張する平成16年3月10日の標準賞与額（30万9,000円）に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額（31万7,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を31万7,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年3月10日

平成16年3月10日に支給された賞与から厚生年金保険料を控除されたが、標準賞与額の記録が無い。

勤務先のA社が、社会保険事務所へ賞与支払届を提出していないことが分かったので、標準賞与額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保有していた賃金台帳兼源泉徴収簿から、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額（31万7,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所に提出しておらず、保険料も納付していないとしていることから、社会保険事務所は、申立人が主張する平成16年3月10日の標準賞与額（31万7,000円）に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額（40万5,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を40万5,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和53年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年3月10日

平成16年3月10日に支給された賞与から厚生年金保険料を控除されたが、標準賞与額の記録が無い。

勤務先のA社が、社会保険事務所へ賞与支払届を提出していないことが分かったので、標準賞与額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保有していた賃金台帳兼源泉徴収簿から、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額（40万5,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所に提出しておらず、保険料も納付していないとしていることから、社会保険事務所は、申立人が主張する平成16年3月10日の標準賞与額（40万5,000円）に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額（116万3,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を116万3,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年3月10日

平成16年3月10日に支給された賞与から厚生年金保険料を控除されたが、標準賞与額の記録が無い。

勤務先のA社が、社会保険事務所へ賞与支払届を提出していないことが分かったので、標準賞与額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保有していた賃金台帳兼源泉徴収簿から、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額（116万3,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所に提出しておらず、保険料も納付していないとしていることから、社会保険事務所は、申立人が主張する平成16年3月10日の標準賞与額（116万3,000円）に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額（47万8,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を47万8,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年3月10日

平成16年3月10日に支給された賞与から厚生年金保険料を控除されたが、標準賞与額の記録が無い。

勤務先のA社が、社会保険事務所へ賞与支払届を提出していないことが分かったので、標準賞与額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保有していた賃金台帳兼源泉徴収簿から、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額（47万8,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所に提出しておらず、保険料も納付していないとしていることから、社会保険事務所は、申立人が主張する平成16年3月10日の標準賞与額（47万8,000円）に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額（53万7,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を53万7,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年3月10日

平成16年3月10日に支給された賞与から厚生年金保険料を控除されたが、標準賞与額の記録が無い。

勤務先のA社が、社会保険事務所へ賞与支払届を提出していないことが分かったので、標準賞与額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保有していた賃金台帳兼源泉徴収簿から、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額（53万7,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所に提出しておらず、保険料も納付していないとしていることから、社会保険事務所は、申立人が主張する平成16年3月10日の標準賞与額（53万7,000円）に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額（28万4,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を28万4,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和35年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年3月10日

平成16年3月10日に支給された賞与から厚生年金保険料を控除されたが、標準賞与額の記録が無い。

勤務先のA社が、社会保険事務所へ賞与支払届を提出していないことが分かったので、標準賞与額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保有していた賃金台帳兼源泉徴収簿から、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額（28万4,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所に提出しておらず、保険料も納付していないとしていることから、社会保険事務所は、申立人が主張する平成16年3月10日の標準賞与額（28万4,000円）に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額（68万7,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を68万7,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和41年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年3月10日

平成16年3月10日に支給された賞与から厚生年金保険料を控除されたが、標準賞与額の記録が無い。

勤務先のA社が、社会保険事務所へ賞与支払届を提出していないことが分かったので、標準賞与額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保有していた賃金台帳兼源泉徴収簿から、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額（68万7,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所に提出しておらず、保険料も納付していないとしていることから、社会保険事務所は、申立人が主張する平成16年3月10日の標準賞与額（68万7,000円）に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社（昭和29年9月からB社。現在は、C社。）D営業所における資格取得日に係る記録を昭和24年9月2日に、B社E支店における資格取得日に係る記録を29年9月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を24年9月から26年2月までは8,000円に、29年9月は1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和24年月9日2日から26年3月1日まで
② 昭和29年9月21日から同年10月20日まで

社会保険庁の記録によれば、夫はA社D営業所で勤務していた昭和24年9月2日から26年3月1日までの期間（申立期間①）、及びB社E支店で勤務していた29年9月21日から同年10月20日までの期間（申立期間②）が厚生年金保険に未加入とされている。

夫は、B社に、昭和8年4月から46年6月まで40年近く継続して勤務しており、途中、厚生年金保険未加入期間があることは納得できない。申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

（注）申立ては死亡した申立人の妻が、申立人の納付記録（年金記録）の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

C社から提出された在籍証明書及び雇用保険の記録から判断すると、申立人は、申立期間においてB社に継続して勤務し（昭和24年9月2日に同社からA社D営業所に異動、29年9月21日に同社D支店からB社E支社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立期間のうち、昭和24年9月から26年2月までは同年3月の社会保険事務所の記録から8,000円とし、29年9月は同年10月の社会保険事務所の記録から1万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の、A社における資格取得日は昭和17年6月1日、資格喪失日は20年3月10日であると認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者の資格取得日及び資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、昭和17年6月から18年4月までは50円、同年5月から20年2月までは70円とすることが必要である。

第2 申立の要旨

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和17年6月1日から20年3月10日まで

私は、昭和16年5月にB区C地区にあるA社にD業務従事者として入社し、19年3月10日までE業務従事者として従事していた。

昭和19年3月に事業主が交替し、事業所名がA社からD社に変更になったが、仕事の内容や従業員は変わる事無く、兵役に就く直前の20年3月10日まで継続して勤務していた。

戦後間もなく社会保険事務所(当時は、保険出張所)に申立期間当時の厚生年金保険加入期間を照会したところ、「記録は焼失した。被保険者証・給与明細書等の証明書類がなければ記録を見つけだすのは難しい。」と言われた。その後、会社を定年退職した後、再度、社会保険事務所に戦中の厚生年金保険加入記録を照会したが、当該年金加入記録は確認できなかった。

昭和20年※月※日の大空襲で、年金証書、給与明細書等も焼失してしまったが、A社で勤務していたことは間違いないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録によれば、A社が厚生年金保険適用事業所であった事実は確認できず、同社に係る被保険者名簿は存在しないが、社会保険庁に保管されている厚生年金保険被保険者台帳(旧台帳)によると、申立人及び申立人が同僚だとしている複数の者が、昭和17年1月1日に同社において被保険者資格を取得していることが確認できることから、同社は、申立期間当時、

厚生年金保険法（当時は、労働者年金保険法。）の適用対象事業所となっており、申立人は、同日に被保険者資格を取得していたことが認められる。

また、当時は、戦時下の労働統制のもと、労務調整令（昭和 17 年 1 月 10 日施行）により、工場労働者の自由な転退職や解雇が禁止又は制限されている状況に加え、申立人は、勤務先は昭和 19 年以降 F 組織の指定工場になったと陳述していること等を踏まえると、申立人は、申立期間も当該事業所に継続して勤務していたと考えるのが相当である。

さらに、申立人の A 社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日については、厚生年金保険被保険者台帳に記録が無く、左上には「補正不納台帳」との押印が認められるものの、申立人は、兵役に就くため、昭和 20 年 3 月 10 日に同社を退職したと申し立てしているところ、申立人の軍歴から、申立人は同年 3 月 20 日に G 部隊に入営していることが確認でき、申立人の被保険者資格の喪失日は同年 3 月 10 日であると認められる。

また、申立てに係る厚生年金保険の資格喪失日に係る記録が無いことの原因としては、事業主の届出漏れ、保険者による厚生年金保険被保険者台帳への記入漏れ、被保険者名簿の戦災による焼失等の可能性が考えられるが、保険者も当該被保険者台帳及び被保険者名簿の完全な復元を為し得ない状況の下で、事業主及び申立人のいずれの責にも帰すことができないものと認められる。

以上を踏まえて本件をみるに、申立人が申立期間中に継続勤務した事実及び事業主による保険料控除の事実が推認できること、申立てに係る厚生年金保険の記録は、事業主がその届出を行った後に焼失した可能性が相当高いと認められる一方で、この推認を妨げる特段の事情は見当たらないこと等の諸事情を総合して考慮すると、申立人の申立ての事業所における資格取得日は昭和 17 年 6 月 1 日、資格喪失日は 20 年 3 月 10 日であると認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人及び同僚に係る厚生年金保険被保険者台帳の記録から、昭和 17 年 6 月から 18 年 4 月までは 50 円、同年 5 月から 20 年 2 月までは 70 円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社B本社における資格取得日に係る記録を昭和50年1月21日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を13万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年1月21日から同年2月1日まで

昭和38年7月15日にA社に入社し、平成12年5月31日に同社を退職するまで、1日の空白も無く勤務していた。

社会保険庁の記録によれば、昭和50年1月21日にA社C工場から同社B本社に転勤した際、同社B本社における同年1月の1か月間が厚生年金保険に未加入とされている。

申立期間は、転勤の際の厚生年金保険被保険者資格の取得手続きが遅れたことによるもので、A社に在職していたことは間違いないので、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された在籍証明書及び人事発令記録、D年金基金及びE健康保険組合から提出された加入員記録、並びに雇用保険の記録から判断すると、申立人は、申立期間においてA社に継続して勤務し（昭和50年1月21日に同社C工場から同社B本社へ異動。）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和50年2月の社会保険事務所の記録から13万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、A社が保管している申立人の同社B本社異動時の「被

保険者資格(加入員資格)確認および標準報酬決定通知書」(複写式)によると、D年金基金提出分については資格取得日欄の「2月1日」の部分有二重線で抹消し、申立てどおり「1月21日」と訂正されているが社会保険事務所提出分の資格取得日欄は「50年2月1日」のままとなっていることから、社会保険事務所提出分については資格取得日の訂正が行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和50年1月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 3 月 10 日から 37 年 5 月 1 日まで
② 昭和 37 年 5 月 2 日から 39 年 2 月 4 日まで

厚生年金保険加入期間について、社会保険事務所に照会申出書を提出したところ、A社及びB社における被保険者期間が、脱退手当金支給済みとの回答を受けた。

脱退手当金を請求した記憶は無く、受け取っていないので、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、厚生年金保険被保険者資格喪失日から約2年6か月後の昭和41年7月12日に支給決定されており、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、申立人の厚生年金保険被保険者名簿及び厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿の氏名は変更処理がなされていないことから、申立期間の脱退手当金は旧姓で請求されたものと考えられるが、申立人は昭和39年5月*日に婚姻し、改姓していることから、申立人が旧姓のまま脱退手当金を請求したことには不自然さが残る。

これらの理由及びその他の事情なども含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和32年10月1日から33年10月1日までの厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を32年10月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は申立人に係る申立期間のうち昭和32年10月1日から33年10月1日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立人の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和32年8月30日から33年10月1日まで

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所へ照会したところ、申立期間について加入の事実が無い旨の回答を得た。申立期間については、A社に継続して勤務しており、昭和32年8月から同年9月ごろは自己都合で休職したものの、同年10月から33年9月までの期間については、厚生年金保険の保険料を控除されていたことが確認できる給与明細書を提出するので、被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された給与明細書及び同僚の陳述から、申立人が、A社に継続して勤務し、申立期間のうち、昭和32年10月から33年9月までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、昭和33年10月の社会保険事務所の記録から、1万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、申立期間に行われるべき事業主による申立てどおりの資格取得届、健康保険厚生年

金保険被保険者報酬月額算定基礎届及びこれに基づく定時決定などのいずれの機会においても、社会保険事務所がこれを記録しないとは考え難いことから、事業主は、申立てどおりの資格取得届を提出しておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和32年10月から33年9月までの保険料の納入の告知をおこなっておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、昭和32年8月30日から同年9月30日までの期間については、申立人自身が当該期間は休職していたと陳述している上、給与明細書も見当たらないことから、当該期間の厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社。）の資格喪失日及びF社（現在は、H社。）G支社における資格取得日に係る記録を昭和40年6月25日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年6月15日から同年7月1日まで
昭和33年4月にC社に入社し、その後F社に転籍して、平成12年6月に役員で退職するまで、継続してBグループの企業に勤務していたのに、申立期間の厚生年金保険加入記録が無い。申立期間はC社が社名変更したA社からF社G支社へ転籍した時期である。申立期間においても厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された退職台帳、退職金源泉徴収簿の記録及びH社人事部の陳述内容から判断すると、申立人がC社及びF社に継続して勤務し（昭和40年6月25日にA社からF社G支社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和40年7月の社会保険事務所の記録から、3万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、F社は、「昭和40年6月25日に入社したはずであるにもかかわらず、当社の賃金計算が、1日起算の月末締めであったことから、それに合わせて厚生年金保険の加入手続を誤って行ってしまったものと推測される。」旨回答していることから、事業主から社会保険事務所の記録どおりの届出が行われ、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和40年6月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、平成12年10月から13年1月までの期間、同年3月から同年8月までの期間、同年10月及び同年11月については53万円、同年2月、同年9月、同年12月及び14年9月については56万円、同年1月から同年3月までの期間については44万円、同年4月については41万円、同年5月から同年8月までの期間、15年1月、同年5月及び同年7月については47万円、14年10月から同年12月までの期間、15年2月から同年4月までの期間及び同年6月については50万円に訂正する必要がある。

なお、事業主は、平成12年10月から15年7月までの上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和22年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成12年10月1日から15年8月1日まで
社会保険庁の記録では、A社での平成12年10月から15年7月に係る標準報酬月額が20万円とされているが、当時の給与明細書では56万円の等級の保険料が源泉徴収されている。標準報酬月額の訂正をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の給与明細書から、申立人は申立期間において、その主張する標準報酬月額(56万円)に見合う厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められるが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。したがって、申立人の標準報酬月額については、給与明細書において確認できる保険料控除額から、平成12年10月から13年1月までの期間、同年3月か

ら同年8月までの期間、同年10月及び同年11月については53万円、同年2月、同年9月、同年12月及び14年9月については56万円、同年1月から同年3月までの期間については44万円、同年4月については41万円、同年5月から同年8月までの期間、15年1月、同年5月及び同年7月については47万円、14年10月から同年12月までの期間、15年2月から同年4月までの期間及び同年6月については50万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、給与明細書において確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額と社会保険事務所で記録されている標準報酬月額が平成12年10月から15年7月までの申立期間の全期間にわたり一致していないことから、事業主は、給与明細書で確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う報酬月額を届け出しておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和34年3月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を7,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和34年3月1日から同年8月21日まで

私の年金記録を確認したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。同社には、昭和34年3月1日から勤務したので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社提出の採用通知関係書類等により、申立人は、申立期間において同社に勤務していたことが確認できる。

また、A社に係る厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人と同時期に入社した同僚5名は、いずれも、いったん、昭和34年8月20日または同年8月21日に資格を取得していたところ、申立人以外の4名については35年2月29日付けで資格取得日を34年3月1日に遡^{そきゅう}及して訂正処理されていることが確認できる。

このことについて、上記の同僚からは、申立期間後も以前と変わり無く給与から保険料を控除されていた旨の陳述が得られたことから、申立人についてもこれら同僚と同様に申立期間の保険料を控除されていたと認められる。なお、申立人については、当該遡及訂正日の前に既に退社していたため、訂正の対象とならなかったものとするのが相当である。

また、申立期間の標準報酬月額については昭和34年8月の社会保険事務所の記録から、7,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから明らかではないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人のA社（現在は、B社。）C支店における資格喪失日は、平成6年1月1日であると認められることから、申立期間における資格喪失に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、47万円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年12月31日から6年1月1日まで

私は、昭和39年4月1日から平成7年4月15日に退職するまで、A社に勤務していた。

厚生年金保険の記録を確認したところ、同社C支店から同社D本社へ転勤した時期と重なる平成5年12月31日の空白日があった。

申立期間中は継続してA社に勤務しており、当然に保険料も控除されていたので、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、A社の社籍簿及びE厚生年金基金の加入記録から、申立人は、申立期間も同社に継続して勤務（平成6年1月1日に同社C支店から同社D本社に異動）していたことが認められる。

一方、申立人に係る厚生年金基金記録照会回答票によると、A社C支店及び同社D本社における申立期間に係る資格の喪失及び取得日は「平成6年1月1日」となっており、また、同社では、申立期間当時、厚生年金保険及び厚生年金基金への届出書は、複写式の様式を使用していたとしていることから、社会保険事務所の記録が厚生年金基金の記録と相違していることは考え難く、申立期間の保険料は控除し、社会保険事務所に納付したはずであると回答している。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が主張する平成6年1月1日に被保険者資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったと認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、厚生年金基金の記録及び平成5年11月の社会保険事務所の記録から、47万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社B支社における資格喪失日に係る記録を昭和47年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を12万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年3月2日から同年4月1日まで

私の厚生年金保険の加入記録は、申立期間が空白とされている。しかし、私は、A社に昭和32年4月1日から平成7年3月21日まで勤務しており、退職することなく継続して勤務していたことは健康保険資格喪失証明書の記録等で証明できるので、厚生年金保険の加入記録の訂正を行ってほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社提出の在職証明書、従業員詳細情報、A健康保険組合に係る健康保険資格喪失証明書、同僚の陳述及び申立人の陳述内容から判断すると、申立人は申立期間もA社に継続して勤務し（昭和47年4月1日にA社B支社からA社C支社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和47年2月の社会保険事務所の記録から、12万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務を履行したか否かについては、事業主は納付したか否かは不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場における資格喪失日に係る記録を昭和40年9月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年8月31日から同年9月1日まで

私は、昭和39年1月14日にB株式会社から子会社のA社B工場に転籍後、61年6月30日にC社を退職するまでB社の子会社で継続して勤務していた。しかし、40年9月1日にA社B工場からD社に転籍した際に、申立期間の厚生年金保険の記録が未加入期間とされている。系列会社間の転籍であり、1日の未加入期間があることに納得できないので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

C社提出の職員履歴カードから判断すると、申立人がE社で継続して勤務し（昭和40年9月1日にA社B工場からD社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和40年7月の社会保険事務所の記録から、6万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A社B工場は平成13年12月1日に社会保険の適用事業所では無くなった後、14年3月26日に清算を結了しており、事業主が不明のため確認することはできないが、事業主が資格喪失日を昭和40年9月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年8月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は申立人に係る同

年8月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められることから、申立人のA社B工場における資格喪失日に係る記録を昭和26年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を7,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年6月30日から同年7月1日まで
A社に昭和21年7月1日に入社し、62年9月30日に同社を定年退職するまで継続して勤務していた。
昭和26年7月1日付けでA社B工場から同社本社に転勤したが、同年6月30日に資格を喪失し、同年7月1日に再取得とされていることについて納得ができないので、当該申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社提出の人事記録及び申立人が所持するA社発行の辞令書から判断すると、申立人が同社に継続して勤務し（昭和26年7月1日に同社B工場から同社本社へ異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和26年5月の社会保険事務所の記録から、7,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和26年7月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年6月30日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年6月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納

付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社本社における資格喪失日に係る記録を昭和38年1月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年12月1日から38年1月1日まで

昭和37年4月1日にA社本社に入社してから、平成6年2月28日に退職するまで継続して勤務していた。昭和37年12月に同社B支店への転勤辞令を受けたが、同社本社業務多忙のため年が明けてから異動するようとの指示を受け、翌38年1月10日前後に同社B支店へ赴任した。給料は37年12月分を同社本社で、38年1月分は同社B支店で支給されており、厚生年金保険料も控除されていた。

平成19年に社会保険庁より送付されてきた「ねんきん特別便」により申立期間の記録が欠落していることが分かり、同社人事部に調査依頼をしていたが第三者委員会に付託するよう指示を受け今回の申立てとなった。申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、A社の勤務経歴及び同僚の証言から判断すると、申立人が同社に継続して勤務し（昭和38年1月1日に同社本社から同社B支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和37年11月の社会保険事務所の記録から2万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履

行については、事業主は保険料を納付したか否かについては不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかではないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社（現在は、B社。）C支店における資格取得日を昭和23年3月15日に、同社D支店における資格取得日を26年3月31日に訂正し、また、申立期間のうち、23年3月から同年7月までの標準報酬月額を300円、申立期間のうち、26年3月の標準報酬月額を2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和23年3月15日から同年8月1日まで
② 昭和26年3月31日から同年4月11日まで

私は、昭和23年3月15日にA社に入社し、61年3月29日に退職するまで継続して同社に勤務していた。しかし、社会保険庁の記録では、申立期間①及び②の期間について厚生年金保険の加入記録が無く、納得がいかない。同社における在籍証明もあるので、被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、雇用保険の記録、B社から提出されたA社の任命書及び社員台帳により、申立人が当該期間もA社に勤務していたことが認められる。

また、B社から「雇用保険料を控除しており、併せて厚生年金保険料及び健康保険料も控除しているものと思われる。」との陳述が得られた。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間①において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、B社が保管する、A社の社員台帳における給与の記録から、300円とすることが妥当である。

申立期間②については、雇用保険の記録、B社の回答、同社から提出されたA

社の任命書及び社員台帳から判断すると、申立人がA社に継続して勤務し（昭和26年3月31日に同社C支店から同社D支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、B社が保管する、A社の社員台帳における給与の記録から、2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る申立期間①及び②の保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和45年6月5日に、厚生年金保険被保険者の資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、3万6,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和24年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和45年5月6日から同年6月5日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社（現在は、B社。）に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。申立期間に異動はあったが、給与から厚生年金保険料は控除されていたので、申立期間も厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の社員台帳及び雇用保険の加入記録から、申立人が同社に継続して勤務し（昭和45年6月5日に同社C支店から同社D支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

また、A社では、申立期間当時は、被保険者ごとに「厚生年金保険被保険者台帳」を作成して、事業所間で引き継ぐことにより、同社在職期間中の被保険者資格情報を一貫して管理しているとしている。申立人に係る同被保険者台帳及び社員台帳では、昭和45年6月5日にA社C支店において被保険者資格を喪失した旨記録されていることから、同社C支店が申立人の資格喪失日を同年5月6日に誤って社会保険事務所に届け出たとは考え難い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、昭和45年6月5日に被保険者資格を喪失した旨の届出を事業主が社会保険事務所に行ったことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社が管理していた厚生年金保険被保険者台帳の記録及び昭和45年4月の社会保険事務所の記録から、3万6,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社C支店における資格取得日に係る記録を昭和38年2月27日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年2月27日から同年3月1日まで

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間について加入記録が無いとの回答をもらった。昭和29年4月から平成7年5月まで、申立期間も継続しA社にて勤務していたのは間違いないので、被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社における雇用保険の記録、同僚の陳述、申立人の陳述内容及び同僚の記録から判断すると、申立人が申立期間も同社に継続して勤務し（昭和38年2月27日に同社B支店から同社C支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和38年3月の社会保険事務所の記録から、3万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は既に廃業しており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていることが認められることから、申立人のA社（現在は、B社。）C支店における資格喪失日及び同社D支店における資格取得日に係る記録を昭和28年10月5日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年10月17日から同年11月7日まで

私は、A社に昭和25年4月10日から29年7月31日に退職するまで継続して勤務していた。しかし、社会保険庁の厚生年金保険加入記録では、同社C支店において28年10月17日に資格を喪失し、同社D支店において同年11月7日に資格を再取得しており、1か月の空白期間が生じているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

A社が発行した職歴証明書及び同社人事担当者の人事記録に基づく陳述から判断すると、申立人は同社に継続して勤務し（昭和28年10月5日に同社C支店から同社D支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和28年11月の社会保険事務所の記録から、8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したと主張するが、これを確認できる関係資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日及び取得日に係る届出を社会保険事務所に対し行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格喪失日に係る記録を昭和36年9月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年7月1日から同年9月1日まで

私は、昭和30年4月1日にA社に入社後、60年10月末まで同社に継続して勤務していた。

しかし、社会保険庁の記録では、昭和36年7月及び同年8月の2か月間が厚生年金保険の未加入期間とされている。当時、A社B支店から同社C支店に転勤しただけであり、申立期間を厚生年金保険被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社作成の職歴証明書及び雇用保険の記録から判断すると、申立人が、申立期間を含め継続して同社に勤務し（昭和36年9月1日に同社B支店から同社C支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和36年6月の社会保険事務所の記録から3万3,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 33 年 8 月 4 日から 36 年 9 月 1 日まで
② 昭和 41 年 1 月 14 日から 42 年 5 月 31 日まで

申立期間に係る厚生年金保険被保険者期間が脱退手当金支給済みとなっているが、脱退手当金を請求した記憶は無く、受給していない。

申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、申立期間の最終事業所である A 社の厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約 3 年 3 か月後の昭和 45 年 9 月 9 日に支給決定されたこととなっており、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、脱退手当金を支給する際、本来、過去のすべての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立期間より前の被保険者期間はその計算の基礎とされておらず、未請求となっている。しかしながら、申立人が、申立期間を含む 3 回の被保険者期間のうち、申立期間のみを請求し、申立期間前の被保険者期間を失念するとは考え難い。

さらに、申立人は脱退手当金が支給されたこととなっている時期には、既に国民年金に加入し、昭和 42 年 5 月以降の 25 年間以上の被保険者期間の国民年金保険料をすべて納付しているなど、申立人の年金制度に対する意識が高かったものとみてとれ、脱退手当金を請求する意思を有していたとは認め難い。

これらの理由及びその他の事情なども含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社B工場における資格喪失日に係る記録を昭和45年8月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を4万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年7月31日から同年8月1日まで

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間について加入記録が無いとの回答をもらった。昭和39年3月から、申立期間も同社に継続して勤務していたのは間違いないので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の人事記録及び雇用保険の記録から判断すると、申立人が申立期間も同社に継続して勤務し(昭和45年8月1日に同社B工場から同社C工場に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和45年6月の社会保険事務所の記録から、4万5,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は当時の資料が無く不明としているものの、事業主が資格喪失日を昭和45年8月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年7月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は申立人に係る同年7月の保険料について納入の告知を行っておらず、(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は還付した場合を含む)、事業主は申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社（現在は、B社。）C支店における資格取得日に係る記録を昭和37年3月19日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を同年3月から同年9月までの期間は1万2,000円、同年10月から38年9月まで期間は1万6,000円、同年10月及び同年11月までの期間は1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年3月19日から38年12月1日まで

A社B支社で働いていた期間について社会保険事務所に期間照会をしたところ、厚生年金保険に加入記録が無いとの回答をもらった。同社には、高校を卒業した昭和37年3月19日から勤務しているので、申立期間についても厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録、B社の在籍証明書、同社健康保険組合の資格証明書及び複数の先輩や同僚の証言から判断すると、申立人は申立期間にA社に勤務していたことが認められる。

また、申立人と同時期にA社C支社に入社した同僚は、入社日から厚生年金保険の被保険者資格を取得したとしており、社会保険事務所の同社に係る厚生年金保険被保険者名簿でも、昭和37年3月19日に同社に入社した従業員のうち、申立人を除く全員が同日付けで被保険者資格を取得していることが確認できる。

加えて、D社（A社の現在の人事担当会社）は、「昭和40年12月の異動の際に申立人の入社時の手続漏れが判明し、2年遡^{そきゅう}及して資格取得手続を行ったと思われる」と回答している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を

事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、社会保険事務所の記録から昭和37年3月から同年9月までの期間は1万2,000円、同年10月から38年9月まで期間は1万6,000円、同年10月及び同年11月までの期間は1万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格取得届が提出された場合には、その後、2度にわたる健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届及びこれに基づく定時決定などのいずれの機会においても、社会保険事務所が、これを記録しないと考えることから、事業主は、申立てどおりの資格取得届を提出しておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和37年3月から38年11月までの厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年6月から50年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年6月から50年3月まで

昭和41年8月ごろ、夫婦共にA市役所で国民年金に加入し、保険料は妻がA市役所で印紙を購入し夫婦二人分を納付していた。

その後、厚生年金保険に加入していたが、昭和45年6月に国民年金に再加入してからは、妻が夫婦二人分の保険料を納付していたのに夫婦共に未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金への加入状況をみると、昭和41年9月20日に夫婦連番で国民年金手帳記号番号が払い出されており、その後、厚生年金保険の加入期間を経て、資格取得日を45年6月18日として国民年金に再加入していることが確認できる。

次に、申立人夫婦の国民年金保険料納付記録をみると、申立期間にあつては夫婦共に未納となっており、夫婦一緒に夫婦二人分の保険料を納付していたとする陳述と符合しない。

また、特殊台帳によると、昭和49年1月から50年3月までの未納に対し51年に催告がなされていることが確認でき、現年度納付されていなかった可能性が高いものと考えられる。

さらに、申立人は、昭和45年5月に勤務していた会社が倒産し、その後妻の出産や転居をしたとしており、申立期間においては生活上の大きな変化がうかがえる。

加えて、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年8月から40年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年8月から40年3月まで

私は、高校を卒業してから、家業のB店で父の手伝いをしていた。当時、市内で一番のB店であり経済的にも余裕があった。昭和38年8月以降の私の国民年金保険料は、母が家族の分と一緒に支払っていたはずである。なぜなら、私以外の家族の記録は未納無く納付済みになっており、家計のすべてを掌握していたきちょうめんな母親が、兄姉のうち、私のみが家業を継いだにもかかわらず、私の保険料だけを当初から納付していないはずがない。

さらに、私が所持している国民年金手帳は、氏名及び生年月日が間違っており訂正された形跡がある。氏名及び生年月日の記入誤りがあった。私は家業を継いでいて、近所でも長男によく間違われた。私の記録が歳も近く、名前も似ている兄の記録に間違われた可能性があると思っているし、その事に関係してA市が、事務的過誤をして私の記録が消えてしまった事もあるのではないかと考えている。

私の記録が未納とされているのは納得できないので、兄と姉の納付記録を新たに提出して、今回は再申立てをした。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、昭和40年4月21日の手帳記号番号の払出時期から、申立期間の保険料について過年度納付が必要であったが、納付が行われた形跡をうかがうことができなかったほか、申立人自身は国民年金への加入手続及び保険料の納付に直接関与しておらず、保険料を納付したとする申

立人の母親も既に死亡しているため、考慮すべき事情を見いだすことができなかつたとして、申立人には既に当委員会の決定に基づく平成 20 年 5 月 19 日付け総務大臣の年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は、保険料納付を示す資料として新たに A 市役所が保有する申立人の姉及び兄の納付記録を提出したが、申立期間当時同居していた申立人の父、母、及び叔母を含め 5 人の手帳記号番号はすべて昭和 36 年 4 月までに払い出されており、申立人の手帳記号番号の払出日である 40 年 4 月とは相違する。また、保険料納付について、申立人の姉及び兄はともに手帳記号番号が払い出されてからの期間の保険料納付となるが、申立人は手帳記号番号が払い出される以前の期間にさかのぼっての納付が必要であり、申立人は、その姉及び兄とは納付方法が異なっていた。

また、申立人の姉の納付記録をみると、A 市の被保険者名簿から、申立期間の保険料はすべて現年度納付がなされているが、申立人の所持する年金手帳を見ると、昭和 39 年度印紙検認記録欄には納付があれば押されるべき検認印が無く、申立人は同年度には現年度納付がなされていなかったことが確認でき、この点からも申立人とその姉とは納付方法が異なっていたことが確認できる。

さらに、申立人は、その兄の納付記録について、A 市の保有する被保険者名簿に記録された、昭和 36 年 4 月から 39 年 3 月までの納付記録は追加記録されたものであることから、申立人の納付記録が誤ってその兄の納付記録とされたと申し立てているが、申立人の兄の資格の記録をみると、昭和 36 年 4 月に払い出された手帳記号番号とは別に、厚生年金保険被保険者資格を喪失した 51 年 2 月に払い出された手帳記号番号があり、A 市の被保険者名簿の追加記録は、最初に払い出された手帳記号番号で納付された保険料の納付記録が 2 度目に払い出された手帳記号番号の被保険者名簿に統合されたものとなっている。

これらのことから、申立人が新たに提出した資料では申立人の保険料納付を確認できるものではない。

その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年1月から44年2月までの期間、46年3月から同年9月までの期間及び同年12月から48年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和42年1月から44年2月まで
② 昭和46年3月から同年9月まで
③ 昭和46年12月から48年3月まで

昭和42年1月ごろ、父がA市役所で私の国民年金の加入手続を行ってくれた。その後、父は、年金手帳の交付を受けないまま、私の国民年金保険料を集金人に納付してくれていた。保険料額は1万円未満であったと思う。申立期間②及び③の国民年金の再加入手続については父が行ってくれた。

申立期間にかかる私の保険料は、父が納付してくれたから、未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その父親が、申立人の国民年金の加入手続及び厚生年金保険被保険者資格を喪失した後の国民年金の再加入手続を行い、年金手帳の交付を受けることなく、集金人に、申立期間の国民年金保険料を納付したと申し立てている。

そこで、申立人の年金加入記録をみると社会保険庁の記録から、申立人は昭和48年7月31日に国民年金手帳記号番号の払出しを受けていることが確認でき、42年1月ごろに国民年金の加入手続を行ったとする申立人の陳述と符合しない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号払出時期において、申立期間①の国民年金保険料は、制度上納付することができず、申立期間②及び③の国民年金保険料は、集金人に納付できない過年度納付となり、集金人に国民年金保険料を納付したとする申立人の陳述と符合しない。

さらに、A市では、昭和36年4月から48年3月までの期間の保険料は、印

紙検認方式による徴収を行っていたため、年金手帳の交付を受けずに申立期間の保険料を納付することはできない。

加えて、申立人は、国民年金の加入手続及び再加入手続並びに申立期間の国民年金保険料の納付に関わっておらず、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料の提出が無く、それをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

そのほか、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されている可能性について調査したが、申立人の記録は見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年1月から51年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年1月から51年2月まで

昭和49年1月ごろ、会社を退職し、A市役所で国民年金加入手続を行った。その時、年金手帳の交付を受けた記憶は無い。母は、A市の自宅で、自身と私の国民年金保険料を集金人に納付していた。

昭和49年4月に結婚し、B市に引っ越した時、夫が、転入にかかる年金手続を行ってくれた。同居していた夫の母が、私の国民年金保険料を納付組織の集金人に納付してくれていた。

申立期間のうち、A市に住んでいた期間の保険料は、私の母が納付し、申立期間のうち、B市に住んでいた期間の保険料は、夫の母が納付してくれていたのに、申立期間が未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A市役所で国民年金加入手続を行い、申立人の母親が、集金人に国民年金保険料を納付し、申立人がB市へ転入した時の年金手続については、申立人の夫が行い、国民年金保険料の納付は、夫の母親が行ったと申し立てている。

そこで、申立人の年金加入記録をみると、B市の国民年金被保険者名簿及び社会保険庁の記録から、申立人は、昭和51年3月1日に国民年金の任意加入手続を行ったことが確認でき、申立期間は、申立人に国民年金被保険者資格が存在せず、国民年金保険料を納付することはできない上、A市役所で国民年金加入手続を行い、B市役所で年金に関する手続を行ったとする申立人の陳述と符合しない。

また、申立人の母親の国民年金加入時期及び納付状況をみると、社会保険庁の記録から、昭和51年2月に国民年金の任意加入手続を行ったことが確認でき、申立人がその母親と同居していた49年1月から同年3月までは、申立人

の母親に国民年金被保険者資格が存在せず、申立人の母親が申立人及び申立人の母親の国民年金保険料を集金人に納付したとする陳述と符合しない。

さらに、申立人は、申立期間の国民年金保険料の納付に関わっておらず、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料の提出が無く、それをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

加えて、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されている可能性について調査したが、申立人の記録は見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から38年4月までの期間及び同年9月から40年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から38年4月まで
② 昭和38年9月から40年3月まで

国民年金の保険料は、自宅に来た集金人に支払っていた。保険料を支払うと領収書をくれた。しかし、いつ国民年金の加入手続をしたか、また、いつから保険料の納付を開始したかの記憶は定かでないが、初めに納付した保険料は200円であった。毎月、保険料を納付してきたので、未納は無いはずである。

社会保険庁の納付記録に2回の特例納付があるが、この2回以外に特例納付をした記憶は無い。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、毎月自宅に集金人が来ており、保険料を納付してきたので未納は無いはずであると申し立てている。

そこで、申立人の資格記録をみると、3つの手帳記号番号があり、昭和41年3月にA市B区で払い出された手帳記号番号、45年7月にA市C区で払い出された手帳記号番号及び52年5月にD市で払い出された手帳記号番号が国民年金手帳記号番号払出簿から確認できる。

最初にA市B区で払い出された手帳記号番号では、その払出時期からみて、昭和36年から毎月納付していたとする陳述とは符合しないほか、国民年金被保険者資格の取得が、37年8月18日付け強制加入であることも確認できる。この場合、この手帳記号番号では申立期間①のうち、36年4月から37年7月までの期間は、未加入期間のため保険料は納付できない期間になっている。また、同年8月から38年4月までの期間及び同年9月から同年12月までの期間は時効の成立により保険料を納付できない期間になっている。また申立期間の

うち昭和 39 年 1 月から 40 年 3 月までの期間は過年度納付が可能であるが、申立人は納付に関する記憶が定かでない。

次に、A 市 C 区及び D 市で払い出された手帳記号番号では、その払い出された時期から、申立期間①及び②いずれの期間も時効の成立により保険料を納付できない期間になっている。

申立人は、申立期間①から②へと続く昭和 38 年 5 月から同年 8 月までの期間及び申立期間②以降の 40 年 4 月から 42 年 3 月までの期間の保険料を特例納付により納付しているが、申立期間①及び②については特例納付を行った記憶が無いと陳述しており、申立期間①及び②の保険料を納付したことをうかがわせる事情は無かった。

加えて、別の手帳記号番号による納付の可能性を確認するため、類似した氏名により氏名検索及び手帳記号番号払出簿の縦覧検索を行うも、その存在をうかがわせる事情は見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和54年5月から57年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年5月から57年3月まで

私は、昭和54年4月に勤めていた会社を辞め父と仕事を始めた。妻は、私が会社勤めをしている時から母の勧めで任意加入していたので、退職後は、母に、家に来ていた集金人を通じて加入手続をしてもらい、私と妻の二人分の保険料を母に預け集金人に納付してもらっていた。

申立期間と同じ期間、妻の記録は納付済みになっている。母が、自分たち夫婦と嫁の保険料だけ納付して息子の保険料を納付しないとは考えられない。

昭和58年10月から59年3月までの未納期間の事務的過誤が認められ記録が訂正されたこともあり、申立期間も何らかの過誤があったのではないかと思う。

母はいつも、将来のために年金を掛けるようにうるさく言っていたので、必ず納付しているはずである。未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、会社を退職後、申立人の母親がA市の集金人を通して加入手続をし、申立人と申立人の妻の二人分の保険料を申立人の母親に預けて集金人に納付してもらっていたと申し立てている。

そこで、申立人の国民年金手帳記号番号の払出時期をみると、昭和59年6月に払い出されていることが同手帳記号番号払出簿より確認できる。この払出時点において、申立期間は時効により、制度上、納付することができない期間となっている。

さらに、申立人及び申立人の妻の納付記録をみると、申立人は、昭和57年4月から59年3月までの期間の保険料を過年度納付していることが確認できる。一方、申立人の妻はこの期間の保険料を現年度納付しており、申立人の母

親が夫婦二人分を一緒に納付していたとする陳述とは符合しない。

加えて、管轄の社会保険事務所において、申立期間の国民年金手帳記号番号払出簿を調査し、各種氏名検索を行ったが申立人に別の手帳記号番号が払い出された形跡は無かった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年6月から50年3月までの期間、60年1月から同年3月までの期間及び同年7月から61年9月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和42年6月から50年3月まで
② 昭和60年1月から同年3月まで
③ 昭和60年7月から61年9月まで

申立期間①について、私は、昭和42年5月に会社を退職して自営業を始めた翌同年6月ごろ、自分でA市役所へ行き国民年金の加入手続をした。その時もらった手帳が現在持っているオレンジ色の手帳で、保険料は、最初は市役所で納めていたが途中から口座振替にして納めるようになった。

申立期間②及び③について、昭和60年ごろ、しばらく納付しなかった時期があったが、B社会保険事務所から「支払わないと年金がもらえなくなる。」と連絡があり納付書を送ってもらった。期間は1年ぐらいだったと思うが、このとき未納期間はすべて納付したはずである。

さかのぼってまとめて納付したのは一回だけで、月7,000円から8,000円で8万円ぐらいを銀行から納付した。領収書、確定申告の控えなどは、仕事ができなくなった時に処分してしまい何も残っていないが、未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和42年6月に国民年金に加入して以来保険料を現年度納付し、60年1月から同年3月までの期間及び同年7月から61年9月までの期間については、B社会保険事務所から督促がありすべて納付したと申し立てている。

そこで、申立期間①について、申立人の国民年金手帳記号番号払出簿を見ると、昭和51年1月に夫婦連番で払い出されていることが確認でき、この払出時点において、42年6月から47年12月までの期間は時効の成立により、制度上、納付することはできない期間である。また、48年1月から50年3月ま

での期間については過年度納付することが可能であるが、申立人はこの時期にさかのぼって納めたことは無いと陳述している。

また、申立人は、現在所持しているオレンジ色の年金手帳は昭和 42 年 6 月の国民年金加入当時に発行された手帳であると陳述しているが、オレンジ色の年金手帳は昭和 51 年度ごろから発行されたものであり、申立てと符合しない。

次に、申立期間②及び③について、申立人は昭和 60 年ごろ保険料を納付しなかった時期があったが、社会保険事務所から「支払わなかったら年金がもらえなくなる。」と連絡があり、納付書を送ってもらったと陳述している。

そこで、申立人の納付記録をみると、社会保険庁の記録から、申立期間③に続く、昭和 61 年 10 月から 62 年 3 月までの保険料を過年度納付していることが確認できる。また、申立人は 60 年ごろの未納期間について、さかのぼって納めたのは一度だけだったと陳述しているが、61 年 10 月から 62 年 3 月までの過年度納付書が作成されたのは同年 5 月以降であり、この時点において、申立期間②の保険料は時効の成立により納付できない期間となっている。

さらに、申立人はまとめて支払った保険料は 8 万円ぐらいだったと陳述しているが、申立期間②及び③を合わせた保険料は 12 万 1,920 円となり、また、さかのぼって支払ったのは一回だけだったと陳述していることから、過年度納付がなされた昭和 61 年 10 月から 62 年 3 月までの保険料額を合わせると 16 万 4,520 円となり、陳述と大きく異なる。

加えて、管轄の社会保険事務所において、申立期間の国民年金手帳記号番号払出簿を調査し、各種氏名検索を行ったが、申立人に別番号が払い出された形跡は無かった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年3月から39年3月までの国民年金保険料及び57年4月から平成7年8月までの付加保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和37年3月から39年3月まで
② 昭和57年4月から平成7年8月まで

私は、昭和37年3月にA市役所に婚姻届を提出した際、市役所職員から国民年金への加入を勧められ、夫婦一緒に夫婦二人分の国民年金に加入した。

加入時に、私が、夫婦二人分の初回の国民年金保険料を納付し、その後の保険料は、妻が、自宅に来る女性の集金人に夫婦二人分の保険料を一緒に納付した。納付の都度、切手ほどの大きさの証紙を国民年金手帳に貼^はってもらっていた。その後、昭和38年にB市へ転居した後も、妻が、夫婦二人分の保険料を集金人に納付していた（申立期間①）。

また、私の国民年金付加保険料の加入申込を、昭和57年4月に妻が行い、それ以降60歳まで、私の付加保険料を含めた保険料を妻が納付してくれていたと思う。付加保険料の申込みをした証として、私の所持する年金手帳にその旨の記載がある。それにも関わらず、私の付加保険料が未納とされているのは納得できない。（申立期間②）

申立期間①の国民年金保険料と申立期間②の付加保険料は必ず納付しているので、納付済期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人は、婚姻届を提出した昭和37年3月にA市役所で夫婦一緒に夫婦二人分の国民年金に加入し、申立人が、加入当日に市役所で夫婦二人分の国民年金保険料を納付し、その後は、申立人の妻が夫婦二人分の保険料を納付していたと申し立てている。

しかし、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和38年11月にB市において

夫婦連番で払い出されており、この手帳記号番号では、申立期間の保険料は、申立てのように現年度納付できない上、国民年金の加入時期及び場所も申立人の陳述と符合しない。

また、申立人の氏名別読みによる検索と申立期間に係る手帳記号番号払出簿の内容の調査・確認をしたが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、社会保険事務所が保管する申立人及びその妻の特殊台帳には、申立期間の保険料は未納と記録されており、B市の国民年金被保険者名簿にも申立期間の保険料が納付された事蹟^{じせき}は無い。

加えて、申立人の申立期間に係る保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

申立期間②については、申立人が所持する国民年金手帳に「付加納付、付加加入 57 年 4 月から」と記載され、また、申立人に係る C 市の国民年金被保険者台帳には、付加保険料加入年月日欄に「57. 4」と記載されていることから、申立人が、昭和 57 年 4 月に付加保険料の加入申込を行ったことがうかがえる。

しかし、毎月の国民年金保険料の収納日及び収納金額が記録されている C 市の収滞納一覧表では、申立期間②の申立人の保険料は、13 年 5 か月の長期にわたり、いずれもその妻と同日付けで定額保険料が納付されていることが確認でき、申立人に係る特殊台帳にも付加保険料が納付された事蹟^{じせき}は無い。

本来、付加保険料の加入申込があった被保険者に対しては、付加保険料を含んだ保険料額が記載された納付書が送付され、被保険者はその納付書を用いて付加保険料が含まれた保険料を納付することになるが、申立人の申立期間②の保険料額は、定額保険料が収納されており、申立期間②について、申立人に対して定額保険料が記載された納付書が発行されていたことが推認される。

申立人に対して定額保険料の納付書が送付された経緯は不明であるが、例え、行政側の過誤により、付加保険料を含まない定額保険料の納付書が発行されて申立人の付加保険料の納付機会が奪われたという事情があったとしても、収滞納記録からみると、申立人が、申立期間②について付加保険料を納付していたものとは認められない。

このほか、申立人が申立期間に係る付加保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間①の国民年金保険料及び申立期間②の付加保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年3月から39年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年3月から39年3月まで

私は、昭和37年3月にA市役所に婚姻届を提出した際、市役所職員から国民年金への加入を勧められ、夫婦一緒に夫婦二人分の国民年金に加入した。

加入時に、夫が、夫婦二人分の初回の国民年金保険料を納付し、その後の保険料は、私が、自宅に来る女性の集金人に夫婦二人分の保険料を一緒に納付した。納付の都度、切手ほどの大きさの証紙を国民年金手帳に貼^はってもらっていた。その後、昭和38年にB市へ転居した後も、私が、夫婦二人分の保険料を集金人に納付していた。

申立期間の保険料は必ず納付しているので、納付済期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、婚姻届を提出した昭和37年3月にA市役所で夫婦一緒に夫婦二人分の国民年金に加入し、申立人の夫が、加入当日に市役所で夫婦二人分の国民年金保険料を納付し、その後は、申立人が夫婦二人分の保険料を納付していたと申し立てている。

しかし、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和38年11月にB市において夫婦連番で払い出されており、この手帳記号番号では、申立期間の一部の保険料は、申立てのように現年度納付できない上、国民年金の加入時期及び場所も申立人の陳述と符合しない。

また、申立人の氏名別読みによる検索と申立期間に係る手帳記号番号払出簿の内容の調査・確認をしたが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、社会保険事務所が保管する申立人及びその夫の特殊台帳には、申立

期間の保険料は未納と記録されており、B市の国民年金被保険者名簿にも申立期間の保険料が納付された事蹟^{じせき}は無い。

加えて、申立人の申立期間に係る保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年5月から39年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年5月から39年3月まで

私が20歳になった昭和36年5月ごろに、A市役所の職員が自宅店舗に勧誘に来られ、その時に母が私の国民年金への加入手続をしてくれた。自分も横で見えており、印紙の貼^はられた国民年金手帳を父に見せた覚えがある。申立期間の国民年金保険料は、3か月ごとに自宅店舗に集金に来ていた集金人に、最初は母が、37年6月に母が亡くなってからは自分が納付した。40年12月にA市内で転居してからも、自宅に来てくれた集金人に保険料を納付していた。

平成13年に60歳になった時、社会保険事務所に年金記録を照会したところ、昭和36年5月から39年3月までの保険料が未納のため、満額の国民年金はもらえないと言われ、仕方なく60歳以降も高齢任意加入をして納付期間が480か月になるまで保険料を納付した。

申立期間の保険料を納付したのは間違いないので、未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳になった昭和36年5月ごろに、母が、自宅店舗において、A市職員を通じて申立人の国民年金加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料は、当初は母が、母の死亡後は自分が集金人に納付していたと申し立てている。

しかし、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和39年以降に払い出されていることが確認でき、この手帳記号番号を使用して申立期間の保険料は現年度納付できず、一部期間の保険料は、制度上、時効により納付することができない。

また、複数の氏名別読みによる検索及び申立期間に係る国民年金手帳記号番

号払出簿の内容の調査、確認を行ったが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらなかった。

さらに、A市では、国民年金保険料の集金人による収納制度の開始時期は昭和37年9月ごろと思われるとしており、申立人の陳述と符合しない。

加えて、申立人が、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書控え等)は無く、保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年8月から50年10月までの期間及び55年4月から61年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和37年8月から50年10月まで
② 昭和55年4月から61年3月まで

あまり生活費がかからないうちに少しでも将来のためにお金をためておこうと思い、時期について記憶が定かではないが、私自身が市役所で任意加入の手続を行った。最初は自分で市役所へ行き納めたが、その後は銀行の人が家に来てくれたので納付書とお金を預け、後日領収書を受け取った。領収書は無くしてしまった。保険料は1か月の納付書が何枚か送られてきて、その納付書で毎月納付した。しかし、申立期間が未納とされており納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、時期については記憶が定かではないが、申立人自身が任意加入の手続を行い、家に来てくれた銀行員に毎月納付書とお金を預け、現年度納付していたと申し立てている。

そこで、申立期間①についてみると、申立人は昭和50年12月に現在の基礎年金番号に当たる手帳記号番号の払出しを受けていることが同払出簿の記録から確認できる。この場合、払出時点では、申立期間①のうち、大半の期間は、時効により、既に保険料を納付できない期間になっている。

また、申立人の資格の記録をみると、昭和50年11月26日付け任意加入により資格を取得していることが社会保険庁の電算記録から確認できる。この場合、この期間は未加入期間となるため、制度上、この手帳記号番号によっては、保険料を納付することはできない。

ところで、別の手帳記号番号による納付の可能性を確認するため、国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査を行ったところ、申立人には、これとは別の国

民年金手帳記号番号が昭和 36 年に払い出されていたことが同払出簿の記録から確認できるものの、当該払出簿には「取消」の記載がみられる。また、これら 2 つの手帳記号番号は、既に整理統合されていることが特殊台帳の記録から確認できる。これらの点を踏まえると、同年にいったんは別の手帳記号番号が払い出されたものの、保険料納付はなされないまま取消処理されたと考えるのが相当である。

加えて、申立期間①のうち、昭和 37 年 8 月から 49 年 3 月までの期間の保険料収納方法は、年金手帳に印紙を貼付し検認印を押す、印紙検認方式であり、また、同年 4 月から 50 年 10 月までの期間は、3 か月を 1 枚の納付書で納める方法であり、銀行の人が来て毎月納付書とお金を預け後日領収書を受け取ったとする申立人の陳述とは符合しない。

次に、申立期間②についてみると、申立人は、昭和 50 年 11 月 26 日付けで任意加入した後、55 年 4 月 1 日付けで資格を喪失していることが市及び社会保険庁双方の記録から確認できる。また、社会保険庁の特殊台帳をみると、同年 4 月の納付記録欄に「喪失」と記載されているほか、当該年度の納付記録には未納と管理されていた事跡^{じせき}もみられないことから、この喪失手続は遅滞無くなされたものと推定できる。この場合、申立期間②は未加入期間となり、制度上、保険料は納付することはできない。

さらに、申立期間②は 72 か月と長期にわたっており、国民年金の事務処理は、被保険者ごとに管理されるものであることから、行政側がこれほど長期にわたり事務処理の誤りを行ったとは考え難い。

このほか、申立期間①及び②について保険料納付をうかがわせる周辺事情等も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年7月から同年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年7月から同年10月まで

昭和36年4月、国民年金は強制だと聞き加入した。その後、毎月集金人が来て、年金手帳と思うが、そこに納付した分について受領印を押してもらったように思う。当時は既に結婚しており、お金はすべて元妻に渡していた。使い道については報告してもらっており、国民年金を納付していたと聞いている。しかし、申立期間について未納とされており納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和36年4月に国民年金に加入し、その後は、元妻が毎月集金人に現年度納付してくれていたと申し立てている。

そこで、申立人の国民年金手帳記号番号の払出時期をみると、昭和36年6月9日に夫婦連番で払い出されていることが同払出簿から確認できる。この場合、申立期間の保険料は現年度納付が可能であった。しかしながら、申立人の保険料を納付していたとする申立人の元妻の納付記録をみると、申立人と同様、昭和36年度の納付は3か月のみであることが、社会保険庁の電算記録から確認できる。

また、A市において集金制が開始されたのは昭和37年2月からであることが、同市の広報紙から確認でき、申立期間について毎月集金人に納付していたとする陳述とは符合しない。

さらに、申立人は保険料納付に直接関与しておらず、納付の状況は不明であるほか、申立人の申立期間の保険料納付をうかがわせる周辺事情等も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年2月から51年3月までの期間及び56年10月から平成元年11月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和43年2月から51年3月まで
② 昭和56年10月から平成元年11月まで

昭和40年1月に父が死亡した後、父が営んでいた店を母と私が営むようになり、44年ごろからは、F店として営業していた。

私は、昭和43年2月ごろ母の友人の勧めで、国民年金に加入した。母が市役所の女性集金人に加入手続をし、以降は毎月母が集金人に二人分の保険料を納付し、領収書をもっていた。(申立期間①)

昭和55年2月にA市からB市に転居した後は、B市から送られてくる国民年金保険料の納付書をA市の店に持っていき、C信用組合の職員が店に来た時に母が私の保険料を納付していた。

昭和59年3月にA市の店が立ち退きになり、D市でF店を営むようになったが、その後も市から送られてくる納付書で母がB市役所で、62年4月にD市に転居後は、D市役所で私の国民年金保険料を納付していた。(申立期間②)

領収書は失くしたが、納付しているのは間違いないので、納付済期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は昭和43年2月に国民年金に加入し、以降はその母親が集金人に二人分の保険料を現年度納付し、領収書をもっていたと申し立てている。

そこで、申立人の国民年金への加入時期をみると、申立人の国民年金手帳記号番号は、A市において昭和52年1月に払い出されていることが同払出簿から確認できる。この場合、この払出時点では、49年9月以前の保険料は、時効の成立により、既に納付できない期間になっている。また、同年10月から51年3月までの保険料については、過年度納付は可能であるが、その場合、

集金人に現年度納付していたとする申立人の陳述とは符合しない。

さらに、一緒に納付していたとする申立人の母親の納付記録をみると、申立期間①のうち、昭和 43 年 4 月から 50 年 3 月までの保険料について、同年 12 月に特例納付及び過年度納付の組み合わせによりまとめ払いしていることが、市の被保険者名簿及び特殊台帳いずれにおいても確認できる。この場合、当初は、申立人と同様未納であったこととなり、この間の保険料について、毎月母親と二人分を集金人に納付していたとする申立人の陳述とは符合しない。

また、申立期間のうち、昭和 48 年 3 月以前の保険料は、印紙検認方式により収納されており、この間の保険料納付の際、領収書をもらっていたとする陳述とも符合しない。

次に申立期間②について、申立人は、B 市から送られてくる納付書を A 市の店に持っていき、母親が C 信用組合の職員に親子二人分の保険料を納付していたと申し立てている。

そこで、申立人の特殊台帳を見ると、昭和 56 年 10 月欄に「57 催」「57 再催」、57 年 4 月欄に「58 催」「58 再催」と記録されていることが確認できる。一方、この間について、申立人の母親は現年度納付していることが特殊台帳の記録から確認でき、当時は信用組合の職員に親子二人分の保険料を現年度納付していたとする陳述とは符合しない。

また、申立人は、B 市の納付書を C 信用組合の職員に渡して保険料を納付していたと陳述しているところ、同市では、C 信用組合は指定金融機関で無かったことから同組合では保険料を納付することはできなかったとしている。

ところで、別の手帳記号番号による納付の可能性を確認するため、申立期間当時の住所地を管轄する社会保険事務所において同払出簿の縦覧調査を行ったところ、申立人には、昭和 44 年度に同じ A 市において別の手帳記号番号が払い出されていることが、払出簿及び区の被保険者名簿から確認できる。一方この手帳記号番号は「全部未納」として 46 年 3 月に取消処理されていることが同様に確認できる。また、母親の特殊台帳をみると、この取消しがなされた時期に「不在決定」されていることが確認できる。さらに、この手帳記号番号の取消処理については、同手帳記号番号が社会保険庁において欠番になっていることと符合している。

これらの点を踏まえると、申立人には昭和 44 年度にいったん手帳記号番号が払い出されたものの、なんらかの事情により行政側が申立人親子の所在を把握できなくなったことから、保険料納付が無いまま、取消処理されたと考えるのが相当である。

加えて、申立期間は、延べ 16 年 4 か月と長期にわたり、行政側がこれ程事務処理の誤りを継続することは考え難いほか、保険料の納付をうかがわせる周辺事情等も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和59年3月から平成元年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年3月から平成元年3月まで

父は昭和59年3月6日に55歳で会社を定年退職し、以降は国民年金に加入することが法律で義務付けられていたことから、60歳になるまで国民年金に加入して、保険料を納付していた。

父の確定申告書控えには、国民年金保険料の控除記録を計上してあるにもかかわらず、国民年金の加入記録が漏れているのは納付できないので訂正してほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の二男が、申立人の納付記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、会社を退職した後、法律で義務付けられていたことから昭和59年3月に国民年金に加入し、以降60歳に達するまで保険料を納付していたと申し立てている。

そこで、昭和59年3月から62年7月までの間について、住所地を管轄する社会保険事務所において国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査を行うとともに、別読みによる氏名検索を行ったが、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は確認されなかった。この場合、申立期間は未加入期間となり、国民年金保険料を納付することはできない。

また、申立人は、55歳に定年退職した後は、60歳到達まで国民年金に加入することが法律で義務付けられていたとしているところ、旧法においては、被用者年金各法の受給資格期間を満たしている者は、国民年金の適用除外（任意加入は可能）であり、申立人は定年退職時に既に、厚生年金保険法における老齢年金の受給資格を満たしていたことからその必要性は無かった。

さらに、申立人は申立期間当時の確定申告書控えに国民年金の控除保険料を

計上しているとしているところ、計上されている保険料額は、一人分の1月から12月までの定額保険料と付加保険料の合計額と一致する。

また、昭和59年の控除額7万8,270円についてみると、仮に申立人が厚生年金保険の資格を喪失後、直ちに任意加入の手続きを行い、付加保険料を含めて納付した場合でも同年の納付金額は6万5,810円にしかならず、控除額と符合しないのに対し、申立人の妻が同年を含めて60歳に達するまでの間、定額保険料と付加保険料を併せて納付済みとなっていて、その金額と控除額とが一致している点を踏まえると、確定申告書控えに計上された控除額は、妻の分であったと考えるのが自然である。

加えて、申立人の代理人である申立人の子は、保険料納付に直接関与しておらず、申立期間の保険料納付をうかがわせる周辺事情等も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年9月から39年3月までの期間、42年8月から同年11月までの期間、43年4月から45年3月までの期間、61年1月から同年3月までの期間及び63年4月から平成元年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和38年9月から39年3月まで
② 昭和42年8月から同年11月まで
③ 昭和43年4月から45年3月まで
④ 昭和61年1月から同年3月まで
⑤ 昭和63年4月から平成元年3月まで

私は昭和38年9月ごろ、A市内のB社で住み込みで働いていたが、男性の集金人が来訪し、その人を通じて国民年金の加入手続を行った。それ以来定期的にその集金人に保険料を納付していた。当初の保険料は月150円ぐらいだったと思う。納付の際年金手帳に領収印を押してもらっていたのを覚えている。

昭和42年9月の結婚後は保険料をおそらく郵便局又は役所の窓口で定期的に納付していたと思うが、保険料額は覚えていない。44年の夫の退職後は主に私が夫の保険料も一緒に夫婦二人分を納付していたが、夫婦別々に納付することもあった。

昭和60年代になると、保険料は納付書によっておそらく郵便局又は社会保険事務所で納付していたと思うが、保険料額は覚えていない。この時期もやはり私が夫の保険料も一緒に夫婦二人分を納付することが多かったが、夫婦別々に納付することもあった。また、このころは納付が遅れてさかのぼってまとめ払いしたこともあった。

いずれの期間についても、老後は年金しか頼りにできるものがないという切実な気持ちがあったので、納付していたはずだと思う。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①、②及び③について、申立人は昭和38年9月ごろ、集金人を通じて加入手続を行い、結婚前は集金人に、結婚後は郵便局又は役所の窓口で保険料を定期的に納付していたと申し立てている。

そこで、申立人の加入手続時期をみると、昭和39年3月になされていることが申立人が所持する年金手帳の発行日から確認でき、38年9月ごろに加入手続を行ったとする申立人の陳述とは符合しない。

一方、申立人が所持する年金手帳の検認記録欄を見ると、申立期間①、②及び③については、保険料を現年度納付した場合に押されるべき検認印が認められず、定期的に納付したとする申立人の陳述とは符合しない。

また、申立人はA市で国民年金手帳記号番号の払出しを受け、申立期間②直前の2か月の保険料を同市で納付した後、結婚を契機に昭和42年9月にB市へ転入しており、転入先のB市において保険料を納付するには同市において国民年金に係る住所変更手続を行う必要がある。一方、当該手続は転入後3年ほど経過した申立期間③以後の45年8月になされていることが申立人所持の年金手帳から確認できる。このことは、結婚後申立期間②及び③の保険料を役所窓口等で定期的に納付していたとする申立人の陳述とは符合しない。

さらに、申立人の夫の厚生年金保険脱退後（昭和44年8月以降）の期間については、申立人は夫の保険料も一緒に夫婦二人分を納付することが多かったと陳述しているが、申立人の夫の納付記録をみると、申立期間③のうち、44年8月以降、④及び⑤については、申立人と同様、未納であることが社会保険庁の納付記録から確認できる。

加えて、申立期間は計5回、延べ50か月に及び、行政機関がこれほど長期にわたって繰り返し事務処理を誤るとは考え難いほか、申立期間に係る保険料納付をうかがわせる周辺事情等も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和39年9月から41年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年9月から41年3月まで

昭和39年9月に市役所に行き、国民年金の加入手続を行った。保険料は3か月ごとに集金人が来たので定期的に納付した。また、この期間は兄と生活していたので、一緒に納付したはずである。しかし、年金記録を確認したところ、未納とされており、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和39年9月ごろに、国民年金の加入手続を行い、定期的に兄と一緒に納付したはずであると申し立てている。

そこで、申立人の加入手続時期をみると、申立人に係る手帳記号番号払出簿の払出日及び申立人が所持する年金手帳の発行日が昭和41年6月1日であることから、同年6月ごろになされたものと推定でき、39年9月に加入手続を行ったとする申立人の陳述とは符合しない。

また、加入手続時点において、申立期間の保険料は、過年度納付が可能な期間であったものの、その場合に、3か月ごとに集金人に納付したとする申立人の陳述とは符合しないほか、すべて過年度期間になることから、集金人に納付することはできない。

さらに、申立人が所持する年金手帳をみると、昭和41年4月から同年12月までの9か月の保険料は、同年9月14日にまとめて納付していることが確認でき、当時は3か月ごとに集金人に納付したとする陳述とは符合しない。一方、これ以降については、規則的に3か月ずつ現年度納付していることが同様に確認できる点を踏まえると、申立人は最初の集金時に現年度納付が可能な同年4月までさかのぼった9か月のまとめ払いを行い、以降は3か月ずつ規則的に集金人に納付していたと考えるのが自然である。

加えて、別の手帳記号番号による納付の可能性を確認するため、別読みを含む氏名検索を行うとともに、申立期間当時の住所地を管轄する社会保険事務所において手帳記号番号払出簿の縦覧調査を行ったが、その存在は確認されず、申立期間の保険料納付をうかがわせる周辺事情等も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年8月から41年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年8月から41年3月まで

私は昭和36年から国民年金に加入した。以後、1か月100円程度の保険料を、当時同居していた祖母に預け、祖母が集金人に納付した。既に祖母は他界し、詳しいことは分からないが、結婚までは祖母が定期的に集金人に納付したはずであり、未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は昭和36年ごろ加入手続きを行い、以後の保険料は同居していた申立人の祖母に預け、その祖母が定期的に集金人に納付したはずであると申し立てている。

そこで、申立人の加入手続き時期をみると、申立人が所持する年金手帳の発行日から昭和41年7月11日になされたものと推定できる。また、この点については、同手帳の印紙検認記録欄が昭和41年度から作成されている状況と符合している。この場合、加入手続き時点において、申立期間のうち、昭和39年3月以前の保険料については、時効により既に納付できない期間となっているほか、20歳に達した36年に加入したとする申立人の陳述とは符合しない。

また、申立期間のうち、昭和39年4月以降の保険料については、過年度納付は可能であったものの、その場合、集金人は過年度保険料を収納できないため、申立人の祖母が定期的に集金人に納付したとする陳述とは符合しない。

さらに、別の手帳記号番号による納付の可能性を確認するため、別読みを含む氏名検索のほか、申立期間当時の住所地を管轄する社会保険事務所において手帳記号番号払出簿の縦覧調査を行ったが、その存在は確認されず、申立期間の保険料納付をうかがわせる周辺事情等も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年6月から49年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年6月から49年12月まで
私は、昭和50年ごろ、A業務従事者に勤められて、区役所内の銀行で、国民年金保険料約50万円を一括納付した。
未納となっていた期間の保険料をすべて納付し、満額の年金がもらえると思っていたのに、上記期間が未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、区役所内の銀行で、国民年金保険料約50万円を一括納付したと申し立てている。

そこで、特殊台帳をみると、国民年金制度が発足した昭和36年4月から申立期間直前の45年5月までの110か月の保険料を54年11月8日に附則第4条により特例納付したことが確認でき、その保険料額は44万円となることから、申立人が一括納付したとする金額とおおむね一致している。

また、申立人の特例納付前の納付状況を見ると、納付月数が57か月であり、以後60歳期間満了まで保険料を納付しても、申立人の年金受給資格期間である22年(264か月)に110か月不足することから、当該特例納付は、申立人が満額の年金を受給するために行われたものではなく、年金受給資格期間を最低限確保するために行われたものと考えられる。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書控え等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和39年8月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年8月から50年3月まで

昭和40年12月に結婚後、独立してA店を始めた当初は、客も来なかったので保険料を納付できなかったが、商売が軌道に乗り経済的に余裕ができたころ、夫が夫婦二人分の保険料をさかのぼって一括納付したのに未納にされているのは納得できない。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の納付記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人の妻は、時期は定かでは無いが、申立人が夫婦二人分の未納保険料をさかのぼって一括納付してきたと言っているのを聞いたことがあると陳述するのみであり、保険料を一括納付したとする申立人は既に亡くなっているため、その納付時期及び具体的な納付金額等は不明である上、一緒に納付したとする申立人の妻も、申立期間は未納となっている。

また、申立人夫婦の納付記録をみると、ともに昭和59年8月に、57年7月から59年3月までの保険料(夫婦二人分の合計金額23万3,880円)をさかのぼって追納していることが確認でき、申立人が一括納付したとする保険料は、この追納保険料であった可能性も否定できない。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書控え等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和39年9月から40年12月までの期間及び41年1月から50年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和39年9月から40年12月まで
② 昭和41年1月から50年3月まで

申立期間①について、20歳から昭和40年12月までの期間は、A市B区にある実家の母が、兄と姉の分と一緒に私の保険料を集金人に納付してくれていた。

申立期間②について、結婚後、夫が独立しC店を始めた当初は、客も来なかったため保険料を納付できなかったが、商売が軌道に乗り経済的に余裕ができたころ、時期は定かでは無いが、夫が夫婦二人分の未納保険料をさかのぼって一括納付してきたと言っていたのを聞いたことがある。

上記期間が未納とされているのは納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①の保険料については、実家の母親が、申立人の兄及び姉の分と一緒に集金人に納付してくれていたとし、結婚後の未納期間である申立期間②の保険料については、申立人の夫が、後にさかのぼって一括納付してきたと言っていたのを聞いたことがあると申し立てていることから、いずれも納付に直接関与しておらず、納付していたとする母親及び夫も既に亡くなっているため、当時の具体的な納付状況等は不明である。

そこで、申立人が所持する国民年金手帳の手帳記号番号の払出時期をみると、結婚後の昭和51年1月10日に、夫婦連番で払い出されていることが、手帳記号番号払出簿により確認でき、この時点において、申立期間①の保険料は、時効により納付することができなかったものと考えられる。

また、申立人の母親と一緒に納付していたとする申立人の兄及び姉の国民年金手帳記号番号は、ともに昭和36年7月29日に連番で払い出されており、申

立人の手帳記号番号と払出時期が大きく異なっていることが分かる。

申立人の母親が、申立期間①の保険料を納付するためには、別の手帳記号番号の払出しが必要であるところ、手帳記号番号払出簿の内容をすべて視認し、各種の氏名検索を行ったが、申立人に係る有効な手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらなかった上、申立人も、母親から年金手帳を受け取った記憶は無いと陳述している。

申立期間②について、申立人は、申立人の夫から夫婦二人分の保険料をさかのぼって一括納付したと聞いていると陳述するのみであり、一緒に納付したとする夫も、申立期間②は未納となっている。

また、申立人夫婦の納付記録をみると、ともに昭和59年8月に、57年7月から59年3月までの保険料（夫婦二人分の合計金額23万3,880円）をさかのぼって追納していることが確認でき、申立人の夫が一括納付したとする保険料は、この追納保険料であった可能性も否定できない。

さらに、申立人に申立期間①及び②の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控え等）が無く、ほかに申立期間①及び②の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が、申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年4月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年4月から51年3月まで

私は、昭和48年生まれの長女のお宮参りのとき、夫の父親から国民年金に加入して保険料を納付しておくようにと言われたので、その2か月から3か月後、私が区役所で国民年金の加入手続を行い、保険料の納付を始めた。申立期間が未納とされているのは納得いかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和48年ごろに国民年金に加入し、保険料の納付を開始したと申し立てているが、申立人の国民年金手帳記号番号前後の任意加入被保険者の資格取得日等から、51年8月ごろに加入手続が行われたものと推定され、この時点において、申立期間の保険料は、制度上、納付することができない期間を含む過年度保険料となるが、申立人は、過去の保険料をさかのぼってまとめ払いした記憶は無いと陳述している上、特殊台帳をみると、当該期間について、昭和51年度に未納の催告が行われたことをうかがわせる「51催」のゴム印が確認できる。

申立人が、申立てどおり、申立期間の保険料を現年度納付するためには、別の国民年金手帳記号番号の払出しが必要であるところ、申立期間に係る手帳記号番号払出簿の内容をすべて視認し、各種の氏名検索を行ったが、申立人に対し、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらなかった。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控え等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和51年10月から52年3月までの期間及び53年4月から56年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和51年10月から52年3月まで
② 昭和53年4月から56年3月まで

昭和36年4月に夫婦で国民年金に加入して以来、妻が夫婦二人分の保険料を集金人に納付してきた。

生活が苦しく保険料を支払えなくなった時期があったが、知り合いの集金人の勧めで免除申請したこともある。

その後、時期ははっきりしないが、その集金人から「未納保険料を納付できるのは、今しかない。」と言われたので、私が区役所へ行き、窓口で夫婦二人分の未納保険料を現金で一括納付した。納付した金額は覚えていないが、その時、職員から「これで全部入りました。」と言われたことを覚えている。

上記期間が未納とされているのは納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、知人の集金人から「未納保険料を納付できるのは、今しかない。」と言われたので、区役所へ行き、夫婦二人分の未納保険料を現金で一括納付したと申し立てている。

そこで、申立人の妻の区の被保険者名簿をみると、平成3年3月14日に来庁し、未納であった平成元年度及び2年度の保険料について納付申出があった旨の記載が認められることから、この日に、申立人が納付相談のために区役所を訪れたものと考えられる。この時点において、申立期間①及び②の保険料は、時効により納付できない上、申立人は、それ以前に過去の保険料をまとめ払いした記憶は無いと陳述している。

また、申立人夫婦の納付記録をみると、来庁があった日とされる平成3年3月14日に、平成2年度の保険料をまとめて現年度納付していることが確認で

き、申立人が区役所窓口で一括納付したとする夫婦二人分の未納保険料は、当該現年度保険料であったものと考えられる。その2か月後の同年5月28日には、平成元年度の過年度保険料をまとめて納付しているが、当該期間の保険料を平成元年4月からすべて納付するためには、時効が完成する前の3年5月末日までに納付する必要があるとあり、集金人は、このことを踏まえて、申立人に「未納保険料を納付できるのは、今しかない。」と言ったものと推測される。

さらに、申立人は、平成3年3月10日に60歳到達により国民年金被保険者の資格を喪失しているため、これら2回の未納保険料の納付をもって、その時点で納付が可能であった申立人の被保険者期間に係る保険料納付はすべて終了することから、区役所職員が申立人に「これで全部入りました。」と言ったとしても不自然では無い。

加えて、申立人が申立期間①及び②の保険料を納付するためには、別の国民年金手帳記号番号の払出しが必要であるところ、各種の氏名検索を行ったが、申立人に対し、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらなかった。

このほか、申立人が申立期間①及び②の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控え等）は無く、ほかに申立期間①及び②の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が、申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和51年10月から52年3月までの期間及び53年4月から56年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和51年10月から52年3月まで
② 昭和53年4月から56年3月まで

昭和36年4月に夫婦で夫婦二人分の国民年金に加入して以来、私が夫婦二人分の保険料を集金人に納付してきた。

生活が苦しく保険料を支払えなくなった時期があったが、知り合いの集金人の勧めで免除申請したこともある。

その後、時期ははっきりしないが、その集金人に「未納保険料を納付できるのは、今しかない。」と言われたので、夫が区役所へ行き、窓口で夫婦二人分の未納保険料を現金で一括納付した。納付した金額は覚えていないが、その時、夫が職員から「これで全部入りました。」と言われたことを覚えている。

上記期間が未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、知人の集金人から「未納保険料を納付できるのは、今しかない。」と言われたので、申立人の夫が区役所へ行き、夫婦二人分の未納保険料を現金で一括納付したと申し立てている。

そこで、申立人の区の被保険者名簿をみると、平成3年3月14日に来庁し、未納であった平成元年度及び2年度の保険料について納付申出があった旨の記載が認められることから、この日に、申立人の夫が納付相談のために区役所を訪れたものと考えられる。この時点において、申立期間①及び②の保険料は、時効により納付できない上、申立人の夫は、それ以前に過去の保険料をまとめ払いした記憶は無いと陳述している。

また、申立人夫婦の納付記録をみると、来庁があった日とされる平成3年3

月 14 日に、平成 2 年度の保険料をまとめて現年度納付していることが確認でき、申立人の夫が区役所窓口で一括納付したとする夫婦二人分の未納保険料は、当該現年度保険料であったものと考えられる。その 2 か月後の同年 5 月 28 日には、平成元年度分の過年度保険料をまとめて納付しているが、当該期間の保険料を平成元年 4 月からすべて納付するためには、時効が完成する前の 3 年 5 月末日までに納付する必要がある、集金人は、このことを踏まえて、申立人の夫に「未納保険料を納付できるのは、今しかない。」と言ったものと推測される。

さらに、申立人の夫は、平成 3 年*月*日に 60 歳到達により国民年金被保険者の資格を喪失しているため、これら 2 回の未納保険料の納付をもって、その時点で納付が可能であった申立人の夫の被保険者期間に係る保険料納付はすべて終了することから、区役所職員が申立人の夫に「これで全部入りました。」と言ったとしても不自然では無い。

加えて、申立人については、区の被保険者名簿に、平成 4 年 8 月 20 日にも来庁した旨の記載が認められ、同年 8 月 21 日に、その時点で納付が可能であった昭和 57 年 8 月から 58 年 3 月までの免除期間に対する追納保険料、平成 3 年 6 月から 4 年 3 月までの過年度保険料及び同年 4 月から申立人が 60 歳期間満了となる同年 12 月までの現年度保険料を一括して納付していることが確認でき、申立人も、これらの納付をもって、納付が可能であった申立人の被保険者期間に係る保険料納付をすべて終了したことが分かる。

このほか、申立人が申立期間①及び②の保険料を納付するためには、別の国民年金手帳記号番号の払出しが必要であるところ、各種の氏名検索を行ったが、申立人に対し、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらなかった

このほか、申立人が申立期間①及び②の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控え等）は無く、ほかに申立期間①及び②の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が、申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年3月から49年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和15年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和46年3月から49年12月まで

私は、昭和46年2月末に会社を退職し、厚生年金保険の被保険者資格を喪失後の同年3月から自営業を始めたが、国民年金の加入手続はしていなかった。

昭和48年ごろにA区役所から、「今、国民年金保険料を一括して納付すると、将来年金を満額いただける。」との通知を受けて、国民年金の加入手続をした後に国民年金手帳の交付を受けた。

申立期間の保険料は、納付書に現金を添え一括して、区役所で納付したと思う。納付した保険料額は定かでないが、万単位の金額であったと記憶している。

申立期間の保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和48年ごろにA区役所で国民年金加入手続を行い、その際、窓口で申立期間の国民年金保険料を一括して納付したと申し立てている。

しかしながら、国民年金手帳記号番号払出簿を見ると、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和52年11月10日に払い出されており、この手帳記号番号払出時点においては、申立期間の国民年金保険料は制度上納付することはできない。

また、申立期間の国民年金保険料を納付するためには、別の国民年金手帳記号番号の払出しが必要であるところ、国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査及び氏名の別読み検索などを行ったが、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情等は見当たらなかった。

さらに、特殊台帳を見ると、申立人は、申立期間直後の昭和50年1月から52年3月までの期間の国民年金保険料を過年度納付していることが確認でき、

その保険料額は約4万円となることから、万円単位の金額を一括納付したとしているのは、この時の納付の記憶と混同している可能性も否定できない。

加えて、申立人から申立期間の国民年金保険料納付をめぐる事情を酌み取ろうとしたが、新たな周辺事情等を見いだすことはできなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年12月から51年2月までの国民年金保険料（付加保険料を含む。）については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年12月から51年2月まで

昭和51年1月にA市役所で、B市からA市への転入届と同時に、国民健康保険と付加年金を含めた国民年金の加入手続を行った。

当時所持していた年金手帳に、担当者が必要事項を記入して返してくれたと思うが、現在は手帳を紛失している。

当時の保険料は覚えていないが、手続時に納付書を発行してもらい、区役所又は近所の銀行のどちらかで、同居していた姉の分と一緒に、付加保険料を含めて毎月納付した。

年金の重要性を考えて、途切れることの無いように、厚生年金保険からの切替手続も国民年金保険料の納付も行ってきたはずなのに、申立期間が未加入期間とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和51年1月に、B市からA市への転入手続と同時に、国民年金の加入手続を行ったとしているが、社会保険事務所の年金加入記録をみると、48年7月1日付けで、国民年金強制加入被保険者資格を喪失して以降、同資格を再取得した事蹟^{じせき}はみられず、申立期間は国民年金未加入期間となっているため、制度上保険料を納付することはできない。

また、申立人は、申立期間後の昭和57年1月から61年6月までの期間も国民年金未加入期間となっており、この時期にも厚生年金保険から国民年金への切替手続が行われていないことがわかる。

さらに、住民基本台帳によると、A市への転入届は昭和51年1月8日となっており、仮に、申立人が転入時に国民年金の手続も行ったとしても、申立期間のうち、50年12月の付加保険料については制度上さかのぼって納付するこ

とはできない。

加えて、申立期間の国民年金保険料納付が可能な国民年金手帳記号番号の払出しの有無について、同手帳記号番号払出簿の縦覧調査及び氏名の別読み検索などを行ったが、申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情等は見当たらなかった。

そのほか、申立人から申立期間の国民年金保険料納付をめぐる事情を酌み取ろうとしたが、新たな周辺事情等を見いだすことはできなかった。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料（付加保険料を含む。）を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年6月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年6月から47年3月まで

私が会社を辞めた時に母親が国民年金加入手続を行い、保険料についても、母が毎月自宅に来る集金人に私と自分達夫婦の分を一緒に納付していたと聞いている。申立期間の保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は会社退職後の昭和45年6月ごろ、母が国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料については、母が申立人及び自分達夫婦の3人分を集金人に一緒に納付したと申し立てしているところ、納付記録をみると、申立期間の父母の保険料は納付済みとされている。

しかしながら、国民年金手帳記号番号払出簿を見ると、申立人の国民年金手帳記号番号は、結婚後の昭和47年8月に払い出されており、この手帳記号番号払出時点においては、申立期間の国民年金保険料は過年度保険料となり、集金人に納付することはできず、また、結婚後の保険料納付を担っていた申立人の妻も、さかのぼって保険料を納付した記憶は無いと陳述している。

また、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しの有無について、国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査及び氏名の別読み検索などを行ったが、申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情等は見当たらなかった。

さらに、申立人は、母が国民年金加入手続及び国民年金保険料を納付してくれたはずであると申し立てしているが、その母は既に他界しており、申立人は納付等に直接関与しておらず、申立人から申立期間の保険料納付をめぐる事情を酌み取ろうとしたが、新たな周辺事情等を見いだすことはできなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 9 年 3 月 1 日から同年 10 月 21 日まで
② 平成 10 年 3 月 21 日から 11 年 2 月 1 日まで

私は、A社在職中の平成8年8月に病気で倒れ、同年12月に同社を退職した。その後、体調も回復したので知人の紹介で、9年3月1日にB社C支店に入社した。入社時から正社員として勤務していたのに、厚生年金保険加入記録が同年10月21日からとなっていることに納得できない。申立期間について、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい（申立期間①）。

B社C支店に在職中、知人の紹介でD社に引き抜かれる形で転職した。入社時から正社員として勤務しており、また、B社退職から間を空けずに勤めていたのに、D社における厚生年金保険加入記録が無いのは納得できない。申立期間について、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい（申立期間②）。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、B社C支店における申立期間当時の支店長から、「申立人については、ある人の紹介で私が面接を行い、平成9年春ごろに入社したことを覚えている。申立人は業界の経験もあったので採用した。」旨の陳述が得られたことから、申立人が、申立期間において同社C支店に在職していたことは認められる。

一方、申立人は、B社の前勤務先であるA社在職時、E健康保険組合に加入していたが、同組合の記録によれば、申立人は、A社退職後も平成9年10月21日（申立人のB社における厚生年金保険被保険者資格取得日と同一日。）まで、同組合に係る健康保険に任意継続加入していたことが確認できる。

また、社会保険庁の記録によれば、B社における申立人の健康保険被保険者証の交付日は、厚生年金保険被保険者資格取得日から6日後の平成9年10月

27 日であることが確認できる。

さらに、雇用保険の記録によれば、申立人の B 社における被保険者資格取得日は平成 9 年 10 月 21 日となっており、申立人の厚生年金保険被保険者資格取得日と一致することが確認できる。

以上の事情を踏まえると、申立人が、B 社において厚生年金保険被保険者資格を取得した時期は、社会保険庁の記録どおりと考えるのが相当である。

申立期間②については、D 社の現社長（申立期間当時から社長として在職。）から、「申立人は、平成 10 年 3 月から 1 年近く当社で勤務していた。」旨の陳述が得られたことから、申立人が、申立期間において同社に在職していたことは認められる。

一方、D 社の現社長から、「申立人とは、給与 30 万円で社会保険には加入しない条件で契約した。したがって、厚生年金保険の加入手続は行っていない。」旨の陳述が得られた。

また、D 社は、E 健康保険組合に加入しており、同社では、厚生年金保険被保険者資格の取得及び喪失手続は同組合を通じて行っている旨陳述しているところ、同組合から、「申立人について、申立期間中の健康保険組合加入記録は無い。」旨の陳述が得られた。

以上の事情を踏まえると、申立人は、D 社において厚生年金保険被保険者資格を取得していなかったと考えるのが相当である。

このほか、申立人が申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和43年9月16日から44年1月30日まで
② 昭和45年から46年まで
③ 昭和55年12月26日から56年7月16日まで

昭和43年9月16日から44年1月30日までA社B出張所（現在は、C社D支社。）に正社員として勤務していたが、社会保険庁の記録によれば厚生年金保険に未加入とされている。申立期間について、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい（申立期間①）。

昭和45年ごろから46年ごろまでE社F工場に正社員として勤務していたが、社会保険庁の記録によれば厚生年金保険に未加入とされている。申立期間について、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい（申立期間②）。

昭和55年12月26日から56年7月16日までG社H支店（現在は、I社J支社。）に正社員として勤務していたが、社会保険庁の記録によれば厚生年金保険に未加入とされている。申立期間について、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい（申立期間③）。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、C社D支社から、「会社で保管している登録台帳の記録によると、申立人は、昭和43年9月11日にM業務従事者としてA社と委任契約を締結し、44年1月30日に退社していることが確認できる。」旨の陳述を得たことから、申立人が、申立期間においてA社B出張所に在職していたことは認められる。

一方、申立人は、当該登録台帳の記録及び本人の陳述から営業職員であったことが認められるところ、C社D支社から、「職員には、M業務従事者・K業務従事者・N業務従事者の3種あるが、当時厚生年金保険に加入させていたのはN業務従事者だけであった。」旨の陳述を得た。また、A社B出張所の厚生

年金保険被保険者名簿に記載のある同僚で連絡のとれた者は、いずれも事務職員であった旨陳述している。

さらに、A社B出張所に係る厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間中の健康保険番号に空白は見当たらないことから、申立人の記録が失われたとは考え難い。

加えて、申立人は、申立期間当時、健康保険は配偶者の被扶養者になっていた旨陳述しているところ、配偶者は、申立期間において、厚生年金保険被保険者であったことが確認できる。

以上の事情を踏まえると、申立人は、申立期間において厚生年金保険には加入していなかったと考えるのが相当である。

申立期間②については、E社はF工場のほか、O市に本社、L市にも事業所があったことが電話帳及び同僚陳述により認められるが、厚生年金保険は本社一括適用となっている。同社の厚生年金保険被保険者名簿において昭和45年12月23日から46年4月30日の間被保険者であったことが確認でき、F工場で働いていたとする同僚から、「在職期間までは分からないが、自分が働いていた期間は申立人がいたことを記憶している。」旨の陳述が得られたことから、申立人が、申立期間のうち、一定の期間について、E社F工場に在職していたことは認められる。

また、管轄法務局においてE社の登記簿は確認できないため、役員等が確認できない上、同社の当時の事業主は既に死亡しており、申立人の申立期間に係る勤務状態や保険料控除について確認することができない。

さらに、E社に係る厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の名前は確認できず、申立期間中の健康保険番号にも空白は見当たらないことから、申立人の記録が失われたとは考え難い。

加えて、申立人は、申立期間当時、健康保険は配偶者の被扶養者になっていたと陳述しているところ、配偶者は、申立期間において、厚生年金保険被保険者であったことが確認できる。

以上の事情を踏まえると、申立人は、申立期間において厚生年金保険には加入していなかったと考えるのが相当である。

申立期間③については、I社J支社から提出された人事記録によると、申立人は、昭和55年12月26日に「M業務従事者」として入社し、56年4月に契約終了していることが確認できることから、申立人が、申立期間のうち、一定の期間について、同社に在職していたことは認められる。

一方、I社J支社から、「申立人は、在職時は見習職員であったが、見習職員は社会保険に加入させていない。」旨の陳述を得た。

また、社会保険庁の記録によれば、申立人は、昭和54年5月から61年3月まで、申立期間を含め国民年金に任意加入し、保険料を納付していることが確認できる。

さらに、G社H支店に係る厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間中

の健康保険番号に空白は見当たらないことから、申立人の記録が失われたとは考え難い。

以上の事情を踏まえると、申立人は、申立期間において厚生年金保険には加入していなかったと考えるのが相当である。

このほか、申立人が申立期間において、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったと認めることはできない。

第2 申立の要旨

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 54 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 10 年 3 月 21 日から同年 4 月 1 日まで

私は、平成 9 年 4 月 1 日から 10 年 3 月まで A 社(現在は、B 社。)で C 業務従事者として勤務した。

社会保険庁の記録によれば、A 社における厚生年金保険被保険者資格喪失日は平成 10 年 3 月 21 日となっているが(厚生年金保険被保険者期間は平成 10 年 2 月まで。)、同年 3 月の給与明細書をみると、厚生年金保険料が控除されている。

A 社に入社した平成 9 年 4 月の給与明細書からも厚生年金保険料が控除されていることから、10 年 3 月の給与から控除された保険料は同月分であったと考えられる。

したがって、平成 10 年 3 月も厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B 社では、申立期間当時、社会保険料は当月控除していた旨陳述しているところ、申立人が保管していた平成 10 年 3 月の給与明細書において、厚生年金保険料(1 万 4,747 円)の控除が確認できることから、申立人は、A 社において同年 3 月の厚生年金保険料を控除されていたことが認められる。

一方、A 社における給与の締め日は毎月 20 日、支払日は毎月 28 日であるところ、同社が保管している賃金台帳(源泉徴収簿)によれば、申立人に対する給与の最終支払日は平成 10 年 3 月 27 日となっており、当該最終給与の計算期間は、同年 2 月 21 日から同年 3 月 20 日までの分であると認められる。

また、厚生年金保険料を控除された平成 10 年 3 月のうち、残る 21 日から 31 日までの期間については、申立人に係る賃金台帳(源泉徴収簿)において同年 4 月以降の支払実績が確認できないことから、申立人は、当該期間におい

てA社に在籍し、労働の対価としての報酬を受け取っていたとことは確認できない。

さらに、B社が保管していた申立人に係る厚生年金基金加入員資格喪失通知書によると、申立人は、平成10年3月20日にA社を退職し、翌日付けの同年3月21日で加入員資格を喪失していることが確認できる。

以上の事情及び関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、平成10年3月21日にA社において厚生年金保険被保険者資格を喪失しており、厚生年金保険法第19条の規定により、申立人の厚生年金保険被保険者期間は同年2月までと認められる。

なお、申立人に係る平成10年3月の厚生年金保険料については、制度上、社会保険事務所に徴収する権限は無く、事業所に対し保険料の請求も行っていないと考えられることから、A社が事務処理上の過誤により控除したものであると判断され、有効な厚生年金保険料の控除があったとは認められない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間において厚生年金保険の被保険者であったと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和25年10月7日から31年1月21日まで
② 昭和31年5月1日から34年4月1日まで
③ 昭和34年4月1日から40年7月16日まで

A社、B社及びC社における厚生年金保険加入期間について、社会保険事務所に照会申出書を提出したところ、脱退手当金支給済みと回答を受けたが、受給した記憶は無い。また、当時は、給料は現金で受け取っていたので、銀行口座も持っていなかった。

申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を請求した記憶は無く、受給していないとしている。

社会保険庁の記録によれば、申立人の脱退手当金は厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約2か月後の昭和40年9月10日に支給決定されていることが確認できる。

そこで、最終事業所であるC社の厚生年金保険被保険者名簿において、申立人が記載されたページを含む前後5ページ(計220人)に記載された女性のうち、申立人と同一時期(おおむね2年以内)に受給要件を満たし資格を喪失した7人について、脱退手当金の支給記録を調査したところ、申立人を含め7人全員に支給記録が確認でき、その全員が資格を喪失後約4か月以内に支給決定されていることが確認できる。また、同社では、「当時の担当者を確認したところ、退職者に対して脱退手当金の説明を行っていた。また、代理請求についても行っていたようである。」としているほか、同社を退職し脱退手当金を受給している同僚も「会社を退職する際、脱退手当金の説明があり、私は受給した。」としている。これらのことを踏まえると、申立人についてもその委任に

基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情なども含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 6 月 1 日から 37 年 9 月 28 日まで
② 昭和 38 年 5 月 7 日から 40 年 10 月 31 日まで

A社及びB社における厚生年金保険加入期間について、社会保険事務所に照会申出書を提出したところ、脱退手当金支給済みとの回答を受けた。

脱退手当金は受給していないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を請求した記憶は無く、受給していないとしている。

一方、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約4か月後の昭和41年2月16日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情なども含めて総合的に判断すると、申立人は申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和26年7月1日から30年6月1日まで
: ② 昭和30年10月27日から35年5月30日まで

厚生年金保険加入期間について、社会保険事務所に照会申出書を提出したところ、A社及びB社における被保険者期間について、脱退手当金支給済みとの回答を受けた。

脱退手当金を請求した記憶は無く、受給していないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を請求した記憶は無く、受給していないとしている。

社会保険庁の記録によれば、申立人の脱退手当金は厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約6か月後の昭和35年11月22日に支給決定されていることが確認できる。

そこで、申立人の厚生年金保険被保険者台帳をみると、脱退手当金支給額の計算のためと思われる被保険者期間及び標準報酬月額合計額の記載が確認できるほか、脱退手当金が支給決定される直前の昭和35年9月29日付けで脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を、厚生省（当時）から当該脱退手当金の裁定庁へ回答したことを示す「回答済」の表示が確認できる。

また、B社の厚生年金保険被保険者名簿をみると、申立人の氏名が旧姓から新姓に変更されているほか、「35年10月2日」との記載が併記されていることが確認できるところ、申立人の脱退手当金が同年11月22日に支給決定されていることを踏まえると、脱退手当金の請求に併せて氏名変更が行われたと考えるのが自然である。

さらに、申立人の被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の

表示が記されているほか、脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはない。

加えて、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほか、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情なども含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年1月20日から31年3月16日まで
厚生年金保険被保険者期間について、社会保険事務所に照会申出書を提出したところ、A社に勤務していた昭和29年1月20日から31年3月16日までの期間が脱退手当金支給済みとの回答を受けた。
脱退手当金の請求手続はしておらず、受給していないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を請求した記憶は無く、受給していないとしている。

社会保険庁の記録によれば、申立人の脱退手当金は厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約4か月後の昭和31年7月1日に支給決定されていることが確認できる。

そこで、申立人の厚生年金保険被保険者台帳をみると、脱退手当金を支給したことを示す「脱」の表示が確認できる上、給付記録欄に記載されている脱退手当金の支給年月日及び月数がオンライン記録と一致するなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、A社の厚生年金保険被保険者名簿で申立人が記載されているページを含む前後計5ページ(90人)のうち、申立人と同一時期(おおむね2年以内)に受給要件を満たし資格を喪失した女性7人について、脱退手当金の支給記録を調査したところ、受給者は申立人を含め4人みられ、その全員が資格喪失後約6か月以内に支給決定されている上、当時は、通算年金制度創設前であったことを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情なども含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 5 月 1 日から 47 年 12 月 26 日まで
ねんきん特別便が届き、年金記録を確認したところ、高校卒業から結婚して出産するまで勤務していたA社での厚生年金保険加入期間が脱退手当金により削除されていることを知った。

私は、昭和 47 年 12 月に同社を退職しているにもかかわらず、翌年 3 月に脱退手当金を受取りに行った記憶は無い。

申立期間が脱退手当金支給済みとされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社で勤務していた期間に係る脱退手当金について、請求した記憶も無く、受給していないとしている。

社会保険庁の記録によれば、申立人の脱退手当金は厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約 2 か月後の昭和 48 年 3 月 1 日に支給決定されているが、脱退手当金裁定請求書は、同年 1 月 11 日に社会保険事務所に提出されていることが確認できる。

そこで、同請求書を見ると、記名及び捺印がなされていることのほか、申立人の脱退手当金は、B銀行C支店への送金払い（通知払い）となっていることが確認できる。

また、厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿及び厚生年金保険被保険者名簿の申立人の欄を見ると、支給決定の直近である昭和 48 年 1 月 10 日付けで旧姓から新姓へ氏名変更されており、申立人の脱退手当金が同年 3 月 1 日に支給決定されていることを踏まえると、脱退手当金の請求手続に伴い氏名変更が行われたと考えるのが自然である。

さらに、申立人の被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえないうえ、申

立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情なども含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和34年11月から37年8月1日まで
厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、申立期間の加入記録が無いとの回答をもらった。申立期間については、A社で勤務していたので、厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間にA社で勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、申立人が申立期間当時勤務していたとするA社は、社会保険事務所の記録において、厚生年金保険の適用事業所としての記録は無い。

また、A社も、「当社は厚生年金保険には加入したことが無く、従業員から厚生年金保険料を控除したことも無い。」としている。

さらに、A社に申立期間当時の資料等は保存されておらず、申立期間当時の事業主も死亡しているほか、申立人の記憶する同僚も連絡先が不明であることから、同社における申立人の勤務の状況や厚生年金保険料の控除は確認できない。

加えて、申立人に厚生年金保険料控除の明確な記憶が無く、また、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 10 月から昭和 37 年 8 月 1 日まで
厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、申立期間の加入記録が無いとの回答をもらった。申立期間については、A社で勤務していたので、厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間にA社で勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、申立人が申立期間当時勤務していたとするA社は、社会保険事務所の記録において、厚生年金保険の適用事業所としての記録は無い。

また、A社も、「当社は厚生年金保険には加入したことが無く、従業員から厚生年金保険料を控除したことも無い。」としている。

さらに、A社に申立期間当時の資料等は保存されておらず、申立期間当時の事業主も死亡しているほか、申立人の記憶する同僚も連絡先が不明であることから、同社における申立人の勤務の状況や厚生年金保険料の控除は確認できない。

加えて、申立人に厚生年金保険料控除の明確な記憶が無く、また、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 5 月から 38 年 2 月まで

申立期間は、A社の社員として、B社内で、C業務従事者をしていた。その時に、給料から社会保険料を控除されていた記憶があるので、申立期間に厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

同僚の陳述から判断して、申立人がA社の従業員として、B社内で勤務していたことは推認できる。

しかし、A社は、昭和 63 年 9 月 30 日に厚生年金保険の適用事業所では無くなっており、事業主も死亡しているため、申立人の同社における勤務状況や厚生年金保険料の控除等は確認できない。

また、複数の同僚は、「A社では、正社員であっても入社と同時に厚生年金保険に加入させていなかった。」「本社事務職又は主な社員のみが社会保険に加入していたようである。」と陳述している上、社会保険庁の記録において、同社に昭和 35 年ごろ入社したとする同僚は、2年後の 37 年 3 月に厚生年金保険に加入している。

さらに、社会保険事務所が保管するA社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間の健康保険整理番号に欠番は無い。

加えて、申立人は、給与から厚生年金保険料を控除されていたとしているものの、金額等に係る明確な記憶は無く、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年6月から30年6月まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、A社（現在は、B社。）に勤務していた申立期間の加入記録が無いとの回答をもらった。勤務していたことは間違いないので、申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

同僚の陳述から判断して、勤務期間は特定できないものの、申立人がA社に勤務していたことは推認できる。

しかし、B社は、申立期間当時の従業員に関する資料を保存しておらず、申立人の同社における勤務状況や厚生年金保険料の控除等は確認できない。

また、申立期間当時のA社の従業員数について、申立人は30人から50人程度、複数の同僚は30人程度であったとしているが、社会保険事務所が保管する同社の厚生年金保険被保険者名簿を見ると、申立期間当時の被保険者数は20人程度であったことが確認でき、当該名簿に欠番が無いことから、同社では、必ずしも従業員全員を厚生年金保険に加入させていたわけでは無かったと推認される。

さらに、A社の厚生年金保険被保険者名簿に記録のある複数の同僚は、自身の入社日について、資格取得日の数か月から1年以上前であると陳述している。

加えて、申立人は、申立期間当時、A社の本店及び同社C支店に住み込み勤務したと申し立てしているところ、申立期間当時同社本店に住み込み勤務していたとする複数の同僚は、申立人を覚えておらず、「申立てのように2年間も住み込みをしていれば、支店が異なっても覚えていないとは考えられない。」と陳述している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認で

きる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 5 月 15 日から 33 年 5 月 10 日まで

私は、昭和 31 年 5 月から 33 年 5 月ごろまでA社という会社に勤めていたが、社会保険事務所にて厚生年金保険加入期間について確認をしたところ、同社に勤めていた記録が見つからないと回答をもらった。私と一緒に勤務していた同僚は厚生年金保険に加入していた記録があるにもかかわらず、私が未加入期間とされていることは納得ができない。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社における在職については、申立人が当時の同僚であったと申し立てている者の陳述などから、勤務期間及び時期は特定できないものの、推定できる。

しかしながら、A社は既に厚生年金保険の適用事業所では無くなっている上、事業主及び役員は亡くなっており、もしくは所在不明であることから、申立人の勤務実態及び保険料控除等について確認することができない。

また、申立期間においてA社で厚生年金保険加入記録のある同僚 15 名に当時の事情を照会したが、回答の得られた複数の同僚は、いずれも申立人のことを覚えていないと回答しており、申立人の申立期間における在職や保険料控除等を裏付ける事情等を見いだすことはできなかった。

さらに、当時、A社の事務を担当していた同僚によると、「従業員の出入りが激しかったため、基本的に長期継続して勤務すると見込まれる者のみを社会保険に加入させており、社会保険加入については慎重な取り扱いをしていたと思う。」と陳述していることから、当時、同社では、必ずしも全社員を社会保険に加入させていた訳では無かったことが推定できる。

なお、A社に係る申立期間の厚生年金保険被保険者名簿において、健康保険証の整理番号に欠番も見当たらず、記録に不自然な点もうかがわれないことか

ら、社会保険庁の記録が失われたとも考え難い。

また、氏名の別読み等による各種氏名検索を行ったが、申立人に該当する記録は見当たらなかった。

このほか、申立人が申立期間において、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立期間について申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 4 月 18 日から同年 8 月 2 日まで

私は、昭和 35 年 4 月 18 日に A 社を退職後、B 社に同年 4 月中に入社して正社員の C 業務従事者として勤務していた。申立期間当時は、世帯主であり子供も生まれていて、健康保険証を使っていたので厚生年金保険にも加入していたと思う。申立期間は、同社に間違いなく勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を含め B 社に勤務していたと申し立てている。

しかし、申立人の申立期間に係る雇用保険の記録は保存されていないほか、B 社は解散し、申立期間当時の事業主も故人となっているものの、同社の解散当時の元事業主が自宅に保管していた申立人に係る「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書」によると、申立人の厚生年金保険被保険者の資格取得日は社会保険庁の記録どおり昭和 35 年 8 月 2 日となっていることが確認できる。

また、B 社に係る厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間当時に、厚生年金保険に加入していることが確認できる同僚 16 名を抽出し連絡先が判明した 13 名に照会を行ったが、申立人の入社日、在職期間、申立期間の勤務実態及び保険料控除等についての確たる陳述は得られなかった。

さらに、B 社に係る厚生年金保険被保険者名簿において、健康保険整理番号に欠番は無く、同名簿の記録に不自然な点もうかがえない。

このほか、申立人が申立期間において、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる周辺事情等は見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 23 年 4 月 1 日から同年 7 月 1 日まで

私は、昭和 23 年 4 月 1 日にA社に入社したことを記憶しているのに、厚生年金保険の被保険者記録が同年 7 月 1 日からとされていることは納得がいかない。

入社した昭和 23 年 4 月 1 日から厚生年金保険へ加入するのが当然だと思うので、申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間におけるA社での在職については、同僚の陳述から推認できる。

しかしながら、社会保険庁の記録によると、A社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、申立期間後の昭和 23 年 7 月 1 日であることが確認でき、また、申立期間当時の人事担当者は、「申立期間については厚生年金保険の適用を受ける前であり、保険料は控除しておらず、同社が適用事業所となった後に、社員全員を厚生年金保険に加入させた。」旨陳述しており、このことは、同社に係る被保険者名簿をみると、申立人を含む 35 名の従業員が、同社が厚生年金保険の適用事業所となった同年 7 月 1 日付けで被保険者となっていることから確認できる。

このほか、申立人が申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 4 月 1 日から 37 年 9 月 30 日まで

私は、昭和 32 年 4 月 1 日から 37 年 9 月 30 日まで、A社に勤務し、B業務の仕事をしていた。

社会保険事務所の記録では、A社に勤務した期間の厚生年金保険加入記録が無いので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の陳述から、時期は特定できないものの、申立人がA社に勤務していたことは推認できる。

しかし、申立期間にA社において社会保険の事務手続を担当していた者は、当時、従業員本人からの希望により厚生年金保険に加入させない場合及び会社の判断で厚生年金保険の加入時期を遅らせる場合があったと陳述している。

また、申立人及び複数の同僚が、申立人と同様にB業務従事者としてA社に勤務していたとする同僚一人についても、同社における厚生年金保険の被保険者としての記録が無い。このため事業主は、当時、一部の従業員について厚生年金保険の加入手続を行わなかったものと考えられる。

さらに、A社の事業を承継しているC社は、当時の資料も無く、申立人に係る厚生年金保険料を控除していたかは不明としている。

このほか、申立人が申立期間において、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年5月1日から平成2年4月20日まで
私は、昭和53年5月1日から平成2年4月20日まで、A社に勤務し、社内のB業務を行っていた。勤務形態は、2か月間働いた後1週間休むということの繰り返しであった。

申立期間当時の事務所長や社員の名前も覚えているのに、社会保険事務所には、当該期間の厚生年金保険加入記録が無い。

申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及び同僚の陳述から、申立人は、申立期間のうち昭和54年3月1日以降の期間については、A社に勤務していたと認められる。

しかし、社会保険事務所の記録によると、A社は、申立期間の全期間において、厚生年金保険の適用事業所では無い。

また、社会保険事務所の日雇労働者健康保険被保険者原簿では、申立人が、申立期間のうち、昭和53年5月11日から59年4月2日までは日雇労働者健康保険の被保険者であることが確認できるところ、当該健康保険の適用対象者である2か月以内の期間を定めて使用される者は、厚生年金保険の適用から除外されることとなることから、申立人は、当該期間においてA社に係る厚生年金保険の被保険者では無かったものと認められる。

さらに、社会保険庁の記録では、申立人は、申立期間において国民年金に加入しており、昭和61年3月以前については国民年金保険料を納付し、同年4月以降については第3号被保険者となっている。

このほか、申立人が、申立期間において厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年4月1日から同年7月1日まで

私は、高校卒業後の昭和27年4月1日にA社に入社し、同社B支店に配属されたが、社会保険事務所では、厚生年金保険に加入した日が同年7月1日と記録されている。

A社に入社してすぐに厚生年金保険に加入したと思うので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社C支店が保管する労働者名簿及び申立人が所持する辞令から判断すると、申立人が、申立期間のうち、昭和27年4月3日から同社B支店に勤務していたことは認められる。

しかし、A社C支店の事務担当者は、「社内の記録では、申立人を含め昭和27年7月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得した17人は、全員が同年4月の新卒採用者であるが、厚生年金保険に加入させていない同年4月から同年6月までの期間については、厚生年金保険料を控除していない。」と陳述している。

また、A社C支店が保管する標準報酬報告のための台帳に記載されている申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得日は、昭和27年7月1日であり、社会保険事務所の記録と一致している。

さらに、社会保険事務所の厚生年金保険被保険者名簿において、申立人と同日に被保険者資格を取得した16人のうち、所在が判明し聴取することができた4人は、いずれも申立人と入社時期が同じであったと陳述しており、申立人と同様に申立期間の厚生年金保険加入記録が無いことについては、4人共に当該期間に厚生年金保険料を控除されたかどうかは覚えていないとしている。

このほか、申立てに係る事実について確認できる関連資料及び周辺事情は無

い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間において、厚生年金保険の被保険者となることができない事業主であったことから、厚生年金保険の被保険者であったと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年5月1日から49年5月14日まで

私は、A社の社長をしており、同社が厚生年金保険の適用事業所となった昭和47年5月1日に厚生年金保険に加入したはずであるが、社会保険事務所では、49年5月14日に加入したと記録されている。

A社ではB業務も担当しており、厚生年金保険料も支払っていた。

社員が厚生年金保険に加入しているのに、社長の私が加入していないのは納得できないので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

厚生年金保険法では、個人事業主は被保険者となることができないところ、A社に係る商業登記簿では、同社が昭和49年5月14日に法人となったことが記録されており、同社は、申立期間当時、個人事業所であったことが推認できる上、社会保険事務所の厚生年金保険被保険者名簿には、申立人は、申立期間において同社の事業主であったことが記載されている。

また、A社の元従業員も、申立期間当時、申立人は同社の事業主であったと陳述している。

さらに、社会保険事務所の記録では、申立人は、A社が法人となった日と同一日に厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できる。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は申立期間において厚生年金保険の被保険者となることができない事業主であったことから、厚生年金保険の被保険者であったと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 12 月 21 日から 53 年 9 月 1 日まで

厚生年金保険の加入期間について社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務していた期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。同社は、父が事業主で、昭和 43 年 2 月から申立期間を含めて 59 年 8 月まで継続して勤務していたので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間にA社に勤務していたと申し立てている。

しかし、A社は、昭和 59 年 8 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所では無くなっており、また、元事業主である申立人の父も死亡していることから、A社及び元事業主から申立人の申立期間当時の勤務実態及び厚生年金保険料の控除等について確認することができない。

また、社会保険事務所のA社に係る厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間に被保険者記録がある従業員に照会しても、申立人の申立期間における勤務状況等を確認することはできなかった。

さらに、A社において、厚生年金保険の資格の取得と喪失を繰り返している者が複数名確認できる。

加えて、申立人の申立期間に係る雇用保険の記録は確認できない。

このほか、申立てに係る事実について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 3 月及び同年 4 月

私は、昭和 63 年 3 月から同年 4 月まで、A 社（現在は、B 社。）C 支店に勤務していたが、社会保険事務所では、厚生年金保険加入記録が無い。

申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B 社が保管する人事索引簿から判断すると、申立人が、昭和 63 年 3 月 16 日から同年 6 月 15 日まで同社に勤務していたことは認められる。

しかし、B 社は、申立期間の厚生年金保険料の控除について、「当時の資料は無いが、当時は、入社後 3 か月経過してから厚生年金保険に加入させており、それまでの間において保険料控除はしていなかった。」としている。

また、申立人が雇用保険及びD健康保険組合（現在は、E 健康保険組合。）の健康保険に加入した記録は見当たらない。

さらに、社会保険事務所の記録において、申立人は、申立期間の全期間について、国民年金に加入し、国民年金保険料を納付している。

加えて、申立人は、当時の同僚の名前を記憶しておらず、また、B 社では、厚生年金保険は本社において一括して適用されており、社会保険事務所の同社に係る厚生年金保険被保険者名簿において、申立人と同じ支店に勤務していた従業員を特定することができないため、これらの者から申立人の勤務状況等を確認することはできない。

このほか、申立てに係る事実について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和22年4月1日から36年4月1日まで
厚生年金保険加入期間について、C社会保険事務所に照会申出書を提出したところ、A社からB社に勤務していた期間について、脱退手当金支給済みとの回答を受けた。

C社会保険事務所の調査課及びD社に調査照会し証明書を依頼したが、ともに資料は無く証明は不可能とのことである。

脱退手当金は受け取っていないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社からB社に勤務していた期間について、脱退手当金を受給した記憶は無いとしている。

しかし、社会保険庁の記録によれば、申立人の脱退手当金は、厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約3か月後の昭和36年7月11日に支給決定されていることが確認できるほか、申立期間の厚生年金保険被保険者名簿の申立人の氏名は、事業所を退職した約2か月後の同年6月16日に旧姓から新姓に氏名変更されており、申立期間の脱退手当金は同年7月11日に支給決定されていることを踏まえると、脱退手当金の請求に伴い氏名変更が行われたと考えるのが自然である。

また、B社の厚生年金保険被保険者名簿の申立人が記載されているページを含む前後13ページに記載されている女性のうち、申立人と同一時期(おおむね2年以内)に受給要件を満たし資格を喪失した者21人について、脱退手当金の支給記録をみると、申立人を含め18人が受給していることが確認でき、うち15人については、資格を喪失後約6か月以内に支給決定されているほか、支給決定日が同一日の者も見受けられる上、当時は通算年金通則法施行前であったことを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請

求がなされた可能性が高いものと考えられる。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情なども含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 38 年 3 月 25 日から 43 年 10 月 1 日まで
② 昭和 45 年 10 月 25 日から 46 年 12 月 21 日まで
厚生年金保険加入期間について、B 社会保険事務所に照会申出書を提出したところ、昭和 38 年 3 月 25 日から 46 年 12 月 21 日までの期間について、脱退手当金支給済みとの回答を受けた。脱退手当金裁定請求書は、私が書いたものでは無い。私の自筆では無い。
脱退手当金は受け取っていないので、調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、脱退手当金裁定請求書を提出した覚えも無く、脱退手当金は受給していないとしている。

社会保険庁の記録によれば、申立人の脱退手当金は厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約 4 カ月後の昭和 47 年 4 月 14 日に支給決定されているが、脱退手当金裁定請求書は、申立期間②の A 社の管轄である C 社会保険事務所へ同年 2 月 8 日に提出されていることが確認できる。

また、同請求書の氏名欄は、旧姓で請求されているが、住所欄には婚姻後の住所地のほか、婚姻後の姓の記載があることから、支払通知書は、婚姻後の住所地当てに送付されたものと考えられる。

さらに、脱退手当金の払渡し店は、申立人の住所地に近い D 郵便局となっている。

加えて、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情なども含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 10 月 31 日から 51 年 9 月 30 日まで
私は、A社で昭和 29 年 2 月 1 日から 51 年 9 月 30 日まで勤務したが、そのうち 49 年 10 月 31 日から 51 年 9 月 30 日までの期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間当時も健康保険証を所持し、同年 8 月に長男を出産した際に、自分の保険で分娩費用の給付を受けたことを覚えている。申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社に勤務していた同僚の陳述から、退職時期は特定できないものの、申立人が、申立期間当時、A社に勤務していたことは推認できる。

しかし、申立人は自分の保険で昭和 51 年 8 月に生まれた長男の分娩費用の給付を受けたとしているが、社会保険事務所が保管している健康保険給付記録票によると、申立人の夫が 50 年 3 月 31 日に資格を取得した健康保険により配偶者出産一時金と高額療養費の給付を受けていることが確認できることから、申立人は、申立期間当時は健康保険の被扶養者となっており、厚生年金保険に加入しておらず、保険料は控除されていなかったと判断するのが相当である。

また、申立期間当時のA社の事業主は既に故人となっており、商業登記から会社閉鎖時に登記されている取締役に対して、申立人の厚生年金保険料控除についての文書照会を行ったが、回答を得られなかった。

さらに、社会保険事務所の厚生年金保険被保険者名簿によると、申立期間当時の厚生年金保険被保険者は二人のみであり、当時の事情について照会を行ったが、保険料控除の事実を確認できる陳述は得られなかった。

このほか、申立人が申立期間において、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額の記録については、訂正する必要は認められない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 5 年 5 月 1 日から 7 年 7 月 1 日まで
② 平成 10 年 7 月 1 日から 11 年 5 月 31 日まで

私が、A社に勤務している間は、ずっと1か月に手取り額 50 万円ぐらいの給料をもらっていたのに、標準報酬月額が平成 5 年に 18 万円、10 年に 15 万円に変更されており、その他の期間についても、実際の給与支給額より低い等級に変更されている。また、申立期間当時、同社は社会保険料を滞納していたようで、担当者が、よく社会保険事務所から呼び出しされていたことは覚えているが、標準報酬月額が減額されていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社において、申立期間当時、平成 10 年 6 月 26 日までは代表取締役として、それ以降は監査役であったことが、商業登記簿により認められる。

一方、社会保険庁の記録によると、平成 5 年 5 月 1 日の資格取得時の報酬月額は 28 万円、同年 10 月の定時決定時は 41 万円とされていたが、6 年 7 月 28 日に 5 年 11 月から 6 年 6 月までの期間の標準報酬月額が 41 万円から 18 万円に遡^{そきゅう}及して減額処理されている。また、同年 7 月以降は 18 万円とされていたところ、7 年 6 月 1 日に、6 年 7 月に遡^{そきゅう}及して 18 万円から 34 万円に、8 年 4 月 10 日には 7 年 7 月に遡^{そきゅう}及して 34 万円から 59 万円に増額変更されている。さらに、10 年 7 月からは、随時改定により、59 万円から 15 万円に減額変更され、同年 10 月 1 日の定時決定で 19 万円とされていることが確認できる。

しかしながら、申立人は、申立期間においては代表取締役又は監査役であり、複数の同僚は、申立人は取締役として会社の経営に当たっており、当時の社会保険の事務手続について知り得る立場にあった旨回答している。

さらに、申立人は、「A社の経営が悪化した平成 10 年後半以降に、管理部門

の責任者と一緒に社会保険事務所で滞納保険料の整理について交渉した。」としている。

これらの事情により、申立人は、代表取締役又は監査役として、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第1項ただし書に規定される「保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合」に該当すると認められることから、当該期間については、同法に基づく記録訂正の対象とすることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年4月から44年4月25日まで

私は、昭和27年4月から45年3月2日までA社（あるいはB社）に正社員として勤務し、C業務の仕事をしていた。当時は身体が悪く、会社からもらった保険証で病院に長期間通院していた。しかし、27年4月から44年4月25日までの期間が厚生年金保険の未加入期間とされており納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和27年4月から45年3月2日までA社（あるいはB社）に勤務していたと申し立てているところ、社会保険事務所の記録では、申立期間直後の期間において、B社に係る申立人の厚生年金保険の加入記録が確認できる。

しかし、社会保険事務所の記録では、A社が厚生年金保険の適用事業所となっていた期間は、昭和29年5月1日から40年9月30日までであり、また、B社が適用事業所となったのは、同年12月1日である。このことから、申立期間のうち、27年4月から29年4月までの期間及び同年9月から同年11月までの期間は、これら両事業所は厚生年金保険の適用事業所となっていない上、A社に係る厚生年金保険被保険者名簿の健康保険番号に欠番は無く、また、同名簿の記録に不自然な点もうかがえない。

また、申立期間のうち、国民年金制度が発足した昭和36年4月から厚生年金保険の加入記録がある直前の44年3月までは、国民年金保険料を現年度納付していることが、社会保険事務所の記録で確認できる。

さらに、A社の申立期間当時の事業主は既に亡くなっているほか、B社の現在の事業主は、「昭和50年より父の跡を継いでいるが、書類等でも申立人の名前を知らないため、確認できない。」と陳述していることから、これらの事業所からは、申立人の保険料控除の事実について確認することはできなかった。

加えて、申立人が名前を挙げた同僚は既に故人となっているため、A社に係

る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から7人を抽出調査したが、回答が得られた4人の同僚からは、申立人とは仕事内容が異なっていた等の理由により、保険料控除の事実について確認することはできなかった。

このほか、申立人が申立期間において、事業主により厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等も含めて総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 3 月から同年 6 月 20 日まで

私は、昭和 31 年 3 月に A 社に入社したが、社会保険庁の記録では、同社での厚生年金保険被保険者資格の取得日は同年 6 月 20 日とされているので、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の A 社における在職状況については、同社に昭和 31 年 4 月に入社したとする同僚の証言から、申立人が申立期間に同社に勤務していたことは推定できる。

そこで、A 社における厚生年金保険の適用状況についてみると、上記同僚のほか複数の同僚の同社における厚生年金保険被保険者資格の取得日は、入社から数か月経過した後になっていることが、管轄社会保険事務所が保管する同社の厚生年金保険被保険者名簿から確認できる。

また、上記同僚は、入社後の一定期間は試用期間であり、自身も入社から 3 か月後に同社の健康保険証を受け取った記憶があると陳述している。

これらのことから、申立期間当時、A 社では試用期間経過後に厚生年金保険被保険者資格を取得させる取扱いであり、申立人についても申立期間中は試用期間であったため、厚生年金保険被保険者資格の取得手続きが行われていなかったものと考えられる。

このほか、申立人が申立期間において、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 40 年 12 月 13 日から 41 年 7 月 5 日まで
② 昭和 41 年 11 月 21 日から 42 年 12 月 20 日まで
③ 昭和 42 年 12 月 20 日から 43 年 12 月 31 日まで

昭和 40 年 12 月 13 日から 41 年 7 月 5 日まで A 社に B 業務従事者として勤務し、C 社の下請けの仕事をしていた。当時は大変忙しく、納期に間に合わせるために現場を移動しながら働いていた。

昭和 41 年 11 月 21 日から 42 年 12 月 20 日まで D 社に B 業務従事者として勤務し、数か月ごとに現場を移動しながら、朝から夜遅くまで働き、E 品を造っていた。

昭和 42 年 12 月 20 日から 43 年 12 月 31 日まで F 社に勤務していた。同社社長と知り合いであったことから、B 業務従事者として同社で働くことになり、G 社の下請けの仕事をしていた。

しかし、社会保険庁の記録では、上記の 3 社で勤務していた期間は、厚生年金保険の未加入期間とされているので、納得いかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、雇用保険加入記録及び A 社での在籍が同社の厚生年金保険被保険者名簿から確認できる同僚の証言から、申立人が、申立期間①に同社に在籍していたことは確認できる。

しかし、A 社の同僚は、「H 業務で働く職人には、日雇契約の職人が多く、厚生年金保険には加入していなかったと思う。」と陳述しており、また、申立人が申立期間③に勤務していたと主張する F 社の同僚は、「自身も A 社で B 業務従事者として勤務したことがあるが、同社では、数か月で現場を変えて勤務しており、厚生年金保険には加入していなかった。そのような職人は多数在籍しており、申立人も私自身と同様に厚生年金保険には未加入だったと思う。」

と陳述している。

申立期間②について、雇用保険加入記録及びD社での在籍が同社の厚生年金保険被保険者名簿から確認できる同僚の証言から、申立人が、申立期間②に同社に在籍していたことは確認できる。

しかし、D社の同僚は、「申立人が、その主張のとおり、数か月ごとに現場を変わりながら働いていたのであれば、日雇契約のため厚生年金保険には未加入だっただろう。」と陳述している。

また、D社で社会保険事務を担当していた同僚は、「B業務従事者などの職人は、雇用保険には必ず入っていたが、厚生年金保険には加入していなかったと思う。」と陳述している。

申立期間③について、申立人が記憶する事業主名及び元請会社名は、当時の状況と符合することから、期間は特定できないものの、申立人の同社での在籍は推定できる。

しかし、F社の同僚は、「同事業所で勤務していた正社員は4人又は5人だけであり、正社員以外の従業員は、日雇労働者のため、出入りがとても激しかった。日雇労働者は、現場の移動もあり、毎月の給料も変動しているので、厚生年金保険の資格取得手続はしていなかったと思う。」と陳述している。

また、申立人の国民健康保険加入記録に関する照会結果から、申立人は、申立期間②の一部及び③を含む昭和42年6月19日から現在まで国民健康保険に加入していることが確認できる上、申立人は、すべての申立期間について、会社から健康保険証をもらった記憶は無く、保険料控除に関する明確な記憶も無いとしている。

さらに、申立てに係る3社の厚生年金保険被保険者名簿において、それぞれの申立期間における健康保険整理番号に欠番は無く、連続して付番されていることが確認できる。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 5 月 1 日から 45 年 9 月 20 日まで
社会保険庁の記録では、A社及びB社に勤務していた昭和 40 年 4 月 1 日から 45 年 9 月 20 日までの期間に係る脱退手当金が支給済みとなっている。
しかし、A社を退職した時に、脱退手当金を現金で受給した記憶が有るが、私自身が事務を担当していたB社では、脱退手当金の受給手続は行っていないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社を退職した際に、同社での厚生年金保険被保険者期間に係る脱退手当金は受給したが、申立期間に係る脱退手当金は受給しておらず、請求した記憶も無いとしている。

社会保険庁の記録によれば、申立人の脱退手当金は、A社及びB社での厚生年金保険被保険者期間について、B社での厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約3か月後の昭和45年12月2日に支給決定されていることが確認できる。

そこで、社会保険事務所が保管する申立人の脱退手当金裁定請求書を見ると、記載内容に疑義は認められないとともに、脱退手当金の振込希望金融機関店舗名及び預金口座番号は、当時、申立人が開設していた申立人名義の預金口座のものであることが、当該金融機関に対する照会結果から確認できるほか、申立人の脱退手当金支給額に計算上の誤りは無いなど、同請求書受理から支給決定されるまでの事務処理についても不自然さはない。

また、申立人は、申立期間直前まで勤務していたA社での厚生年金保険被保険者資格の喪失日と同一日の昭和43年5月1日に、同社での厚生年金保険被保険者台帳記号番号と同一記号番号でB社での被保険者資格を取得していることが社会保険庁の記録から確認できることから、A社退職時に脱退手当金を受給したとは考え難い。

さらに、社会保険事務所が保管するB社の厚生年金保険被保険者名簿の申立人欄には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されている一方、A社の被保険者名簿の申立人欄には、「脱」の表示は無い上、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情なども含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 40 年 6 月 14 日から 41 年 10 月 21 日まで
② 昭和 41 年 10 月 21 日から 47 年 3 月 26 日まで
③ 昭和 47 年 4 月 7 日から 48 年 8 月 31 日まで

昭和 40 年 6 月 14 日から 48 年 8 月 31 日までの厚生年金保険加入期間について、照会申出書を提出したところ、脱退手当金支給済みとの回答を受けた。

社会保険事務所で、脱退手当金の裁定請求書をみせてもらったが、自分の筆跡では無いので納得がいかない。脱退手当金を受給していないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 48 年 8 月に A 社を退職したが、脱退手当金を請求した記憶は無く、受給していないとしている。

社会保険庁の記録によれば、申立人の脱退手当金は厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約 2 か月後の昭和 48 年 10 月 18 日に支給決定されていることが確認できる。

そこで、申立人が所持している厚生年金保険被保険者証を見ると、昭和 48 年 10 月 3 日付けの「脱」の押印が確認できるところ、当時の事務処理においては、脱退手当金を支給した場合、脱退手当金の請求書類として提出された厚生年金保険被保険者証に脱退手当金を支給した旨の「脱」表示をすることとされていたことから、申立人の意思に基づかないで脱退手当金が請求されたものとは認め難い。

また、申立人の脱退手当金裁定請求書を見ると、記載内容に疑義が認められないとともに、申立人の脱退手当金は、同請求書に記載された申立人の当時の住所地に近い B 郵便局での隔地払い（通知払い）となっているほか、申立人の脱退手当金支給額の計算の誤りは無いなど、受付から支給決定されるまでの事

務処理についても不自然さがうかがえない。

さらに、同請求書の「被保険者として使用された事業所」欄には、A社の名称及び住所のゴム印が押されていることから、脱退手当金の請求に当たっては、事業主が何らかの関与をしていた可能性は否定できない。

加えて、A社の厚生年金保険被保険者名簿の申立人欄には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているほか、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情なども含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和23年4月5日から31年12月21日まで
社会保険庁の記録では、A社に勤務していた昭和23年4月5日から31年12月21日までの厚生年金保険加入期間に係る脱退手当金を支給済みとなっている。

しかし、A社を退職した際には、脱退手当金を請求した記憶は無く、受給していないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を請求しておらず、受給した記憶も無いとしている。

そこで、A社の厚生年金保険被保険者名簿において、申立人が記載されたページを含む計3ページに記載された女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日である昭和31年12月21日の前後3年以内に受給要件を満たし資格を喪失した26人について、脱退手当金の支給記録を調査したところ、受給者は申立人を含め16人みられ、その全員が資格を喪失後約5か月以内に支給決定されている上、当時は、通算年金制度創設前であったことを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約2か月後の昭和32年2月4日に支給決定されているほか、厚生年金保険被保険者台帳に脱退手当金の給付記録が記されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情なども含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 52 年 6 月から 54 年 10 月まで
② 昭和 53 年 5 月から 58 年 12 月まで
③ 昭和 59 年 1 月から 60 年 5 月まで
④ 昭和 60 年 6 月から平成 5 年 7 月まで

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所に照会したところ、A社、B社、C社及びD社に勤務していた期間の、申立期間①から④について厚生年金保険の加入記録が無い旨の回答をもらった。それぞれの期間について正社員として勤務していたのは間違い無いので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、雇用保険の記録から、申立人は昭和 52 年 7 月 1 日から同年 8 月 31 日までの期間、A社に勤務していることが確認できる。

しかし、社会保険事務所の記録によると、A事業所が厚生年金保険の適用事業所になったのは、昭和 62 年 4 月 1 日であり、申立期間当時は適用事業所となっていない。

また、事業主は、既に亡くなっており、申立人の申立期間に係る勤務状態及び保険料控除について陳述を得ることができない。

このほか、申立期間における厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

申立期間②については、B社に係る商業登記簿から、同社は昭和 53 年 5 月 6 日に会社設立していることが確認できる。

しかし、申立人が勤務していたとするB社は、社会保険事務所の記録において、申立期間当時、厚生年金保険の適用事業所となっていない。

また、事業主は、連絡先不明のため、申立人の申立期間に係る勤務状態及び

保険料控除について陳述を得ることができない。

さらに、雇用保険において、申立人の申立期間②に係る加入記録を確認できない。

このほか、申立期間における厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

申立期間③及び④については、事業主の証言により、申立人は、C社に昭和55年ごろに勤務し、また、D社に56年から57年ごろに勤務していたことが認められる。

しかし、申立人が申立期間当時勤務していたとするC社及びD社は、社会保険事務所の記録において、厚生年金保険の適用事業所となっていない。

また、事業主は、申立人が勤務していた当時、C社及びD社は個人経営であり、従業員は申立人を含めて計2人であるため、厚生年金保険には加入していなかったと陳述している。

さらに、雇用保険において、申立人の申立期間③及び④に係る加入記録を確認できない。

このほか、申立期間における厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間①、②、③及び④に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和22年9月10日から23年3月9日まで
② 昭和28年4月ごろから30年12月20日まで

昭和22年4月1日にA社に入社し、26年12月にいったん退職した後、28年4月から30年12月まで再度同社で勤務した。社会保険事務所に照会したところ、同社における22年9月10日から23年3月9日までの期間と28年4月から30年12月20日までの期間の厚生年金保険加入記録が無かった。同社で継続して働いていたことは間違い無いので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の複数の同僚の陳述から、申立人が申立期間当時、同社で働いていたことは認められる。

しかし、A社は、昭和61年6月21日に倒産のため社会保険の適用事務所では無くなっており、関係資料は無く、申立期間当時の人事部の担当者も死亡しているため、申立期間に係る厚生年金保険料控除について確認することができない。

また、社会保険事務所が保管しているA社の申立期間①に係る被保険者名簿において、申立人の健康保険番号が昭和22年4月1日入社時は「※」、23年3月9日資格取得時は「※」であることが確認でき、係る手続に不自然な点は見られない。

さらに、申立人と親戚で、A社の重役の親戚でもあった同僚について、複数の同僚から「同社に勤務していた。」との陳述が得られたものの、当該親戚である同僚についても厚生年金保険の加入記録が確認できない。

加えて、昭和27年4月から59年6月までA社に勤務していた同僚は、「20年代、A社の社長は、B社会保険事務所において社会保険について指導等を行

う委員をしており、社会保険の手続はきちんとしていた。」と陳述しているところ、複数の同僚は、自らの記録について不自然な点は無いとしている。

また、A社の申立期間②に係る被保険者名簿において、昭和28年4月から30年12月までの期間における健康保険番号は連続しており、欠番は無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

以上のことから、当該期間において、事業主が社会保険庁の記録どおりの届出を行ったものとするのが相当である。

このほか、申立人が申立期間①及び②において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 29 年 4 月 1 日から 32 年 11 月 11 日まで
社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務した申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。厚生年金保険に加入していたはずなので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間にA社に勤務し、厚生年金保険に加入していたと主張している。

しかし、A社で申立期間のみ勤務した同僚は申立人のことを記憶しておらず、申立期間以降も継続して勤務した同僚は申立人のことを記憶しているものの、時期が不明であるため、申立人が申立期間に在籍していたことについては確認できない。

また、A社の元事業主は、申立期間当時の従業員に関する資料を保有していないことから、申立人が同社で勤務していた期間や厚生年金保険料の控除等について確認できないとしている。

さらに、申立人及び同僚は、申立期間当時におけるA社の従業員は20人程度であったと供述しているが、社会保険事務所の同社に係る厚生年金保険被保険者名簿で同時期に名前が確認できるのは9人であり、同社では、必ずしも従業員全員を厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがわれる。

加えて、連絡先が確認された同僚に照会したところ、申立人と同じ業務に就いていたとする1人を含め、回答のあった12人中6人は、厚生年金保険の被保険者資格取得日より2か月から3年前に同社に入社していたと供述しており、A社では、従業員の採用後、一定の期間経過後に厚生年金保険に加入させていた例が複数みられる。

このほか、申立人が申立期間において、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていることをうかがわせる事情等は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 23 年 12 月 31 日から 24 年 3 月 1 日
社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社で勤務していた申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。同社で継続して勤務し、厚生年金保険に加入していたはずなので、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間にA社に勤務し、厚生年金保険に加入していたと主張している。

しかし、申立人が申立期間当時勤務していたとするA社は、閉鎖登記簿から昭和23年7月3日に設立登記されていることが確認できるものの、24年3月10日に解散しており、当時の事業主等については、生存状況を含めて所在が不明であり、また、申立人が記憶していた複数の同僚も連絡先が不明であることから、これらの者から同社における申立人の勤務状況や厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、申立期間後に厚生年金保険被保険者資格を取得しているB社の業務を受け継ぐC社が保有する「厚生年金保険被保険者名簿」には、申立人の資格取得日が昭和24年3月1日となっていることが確認できる。

さらに、社会保険事務所が保管するA社及びB社に係る厚生年金保険被保険者名簿において、申立人と同じ昭和23年12月31日にA社の資格を喪失し、24年3月1日にB社で資格を取得している者が多数確認できる。

加えて、社会保険事務所には、A社の社会保険の適用事業所では無くなった日に係る記録は残されていないものの、同社に係る厚生年金保険被保険者名簿から、同社に在籍していた従業員は昭和23年12月31日までに資格を喪失していることから、同社は当該日に社会保険の適用事業所では無くなっているこ

とがうかがえる。

このほか、申立人が申立期間において、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていることをうかがわせる事情等は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。